

短答式試験問題集 [公法系科目]

[公法系科目]

〔第1問〕(配点：3)

外国人の人権に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからウの順に[No. 1]から[No. 3])

ア. 外国人の政治活動の自由は、我が国の政治的意思決定に影響を及ぼす活動であっても、憲法上保障される。[No. 1]

イ. 我が国に在留する外国人には、居住する地方公共団体の長及びその議会の議員に対する選挙権が憲法上保障されていない。[No. 2]

ウ. 社会保障の施策において外国人をどのように処遇するかについては、憲法上立法府の裁量に委ねられている。[No. 3]

〔第2問〕(配点：2)

人権保障規定の私人間効力に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。(解答欄は、[No. 4])

ア. 間接効力説は、私人による人権侵害の危険性が増大していることに対応しようとするものであるが、国家権力がなお人権にとっての最大の脅威であることを無視している。

イ. 間接効力説は、私法の一般条項に人権価値を充填しようとするものであるから、充填の程度により結論が大きく異なり得る。

ウ. 直接効力説は、私人間に憲法規範を直接適用するものであるが、国家が私人の自由な活動領域に過度に介入する糸口を与えかねない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第3問〕(配点：2)

憲法の明文で規定されていない権利・自由に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。(解答欄は、[No. 5])

ア. 国民の私生活上の自由は国家権力の行使に対して保護されるべきであるが、指紋は個人の私生活や内心に関する情報ではないので、何人もみだりに指紋の押なつを強制されない自由を有するとまではいえない。

イ. 何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有するから、犯罪捜査の必要上、本人の同意や令状がなくとも、警察官が犯人の容ぼう等を撮影することは一定の要件の下で許されるものの、その際に第三者が写らないようにしなければならない。

ウ. 住民基本台帳ネットワークシステムにより行政機関が住民の本人確認情報を収集、管理又は利用する行為は、当該住民がこれに同意していなくとも、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を侵害するものではない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第4問〕（配点：3）

憲法第14条に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に〔No.6〕から〔No.8〕）

- ア．憲法第14条第1項は、実質的平等も要請しているから、公務員における女性の比率が低い場合には、国は女性を優先的に公務員に採用するよう憲法上義務付けられる。〔No.6〕
- イ．憲法第14条第2項は、明治憲法下における華族制度と類似の制度が復活することを禁止しているから、特権を伴う世襲の身分を法律で新たに設けることは許されない。〔No.7〕
- ウ．憲法第14条第3項は、栄典の授与に伴う特権を禁止しているから、社会の様々な領域で功労のあった者に勲章を授ける際に経済的利益を付与することは違憲となる。〔No.8〕

〔第5問〕（配点：3）

憲法第19条の保障する思想・良心の自由に関する次のアからウまでの各記述について、bの見解がaの見解の批判となっている場合には1を、そうでない場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に〔No.9〕から〔No.11〕）

- ア．
 - a．思想・良心の意味は、人の内心における物の見方ないし考え方であり、事物に対する是非弁別を含む内心一般と捉えるべきである。
 - b．思想・良心の自由が保障される範囲を広範に捉えることは、その高い価値を低下させ、むしろ、その自由の保障を弱めるものである。〔No.9〕
- イ．
 - a．思想・良心の意味は、人生観、世界観、思想体系、政治的意見などのように人格形成に関連のある内心の活動と捉えるべきである。
 - b．憲法第19条は、「思想」と「良心」を併記し、同等にその自由を保障しているのであるから、「思想」と「良心」の概念を区別する必要はない。〔No.10〕
- ウ．
 - a．思想・良心の自由のうち、良心の自由については、信教の自由、とりわけ信仰選択の自由ないし信仰の自由と同じ意味に捉えるべきである。
 - b．欧米諸国では良心の自由と信教の自由が不可分とされてきた歴史もあるが、日本国憲法は第20条で信教の自由を保障しており、あえて良心の自由を限定的に解する必要はない。〔No.11〕

〔第6問〕（配点：3）

表現の自由に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に〔No.12〕から〔No.14〕）

- ア．公務員としての行動に関する批判的論評が公務員の社会的評価を低下させる場合でも、その論評が専ら公益目的でなされ、かつ前提たる事実が主要な点において真実であることの証明があれば、論評としての域を逸脱していない限り、名誉毀損の不法行為は成立しない。〔No.12〕
- イ．新聞記事において批判を加えられた者が、名誉毀損の不法行為の成否にかかわらず、無料で反論文の掲載を当該新聞に求める権利については、公的事項に関する批判的記事の掲載をちゅうちょさせるおそれがあるので、具体的な法律がない場合には、これを認めることはできない。〔No.13〕
- ウ．憲法の禁ずる検閲とは、公権力が主体となって、表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査した上で不相当と認めるものの発表を禁止することを、その特質として備えるものをいう。〔No.14〕

【第7問】(配点：2)

憲法第23条の保障する学問の自由に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。(解答欄は、[No.15])

ア. 学問研究は、真理の探究を目的とするので、それが大学で行われる限り、研究テーマについても、研究を遂行する手段・方法についても、制約されない。

イ. 国や地方公共団体が研究助成を行う場合に、応募者の研究内容やこれまでの研究成果への評価に基づいて助成金の額に差異を設けることは、憲法第23条に違反しない。

ウ. 大学の自治の保障は、大学の施設や学生の管理に関する自主的な秩序維持の権能には及ぶが、大学の教授その他の研究者の人事に関する自主的な決定権には及ばない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第8問】(配点：2)

居住・移転の自由の複合的性格に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。(解答欄は、[No.16])

ア. 居住・移転の自由は、歴史的には、職業選択の自由の当然の前提として自由に住所を定め、他の場所に移動することを認めたところに由来するものである。

イ. 居住・移転の自由は、非人道的な自由の拘束状態からの解放を企図する人身の自由の要素を併せ持つものではない。

ウ. 居住・移転の自由の保障は、広く知的な接触の機会を得るためにも不可欠であるので、精神的自由の要素も併せ持っている。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第9問】(配点：2)

財産権の保障に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。(解答欄は、[No.17])

ア. 憲法は、私有財産制と具体的な財産上の権利をともに保障しており、後者には所有権などの物権のほか債権や知的財産権などが含まれる。

イ. 財産権の内容は必ず法律によって定めなければならないが、財産権の制約は法律によらずに、政令によることも許される。

ウ. 財産権が公務員の故意又は過失による違法な行為によって侵害されたとき、被害者は国又は地方公共団体に対し損失補償を請求できる。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第10問】（配点：2）

教育を受ける権利に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、【No.18】）

ア．憲法第26条の規定の背後には、特に、自ら学習することのできない子どもは、その学習要求を充足するために、教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利を有するという観念が存在する。

イ．教育の具体的方法や内容に関して教師に認められるべき裁量には、おのずから制約がある。自分の考えと異なるとして教科書を使用しないで授業を行ったり、全員に一律の成績評価を行ったりすることは、教師の裁量の範囲内とはいえない。

ウ．憲法は、義務教育の無償を規定している。そこで無償とすることが求められているのは、授業料と教科書代のみであり、文房具代や給食費等就学に必要な一切の費用まで意味するものではない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第11問】（配点：3）

憲法第31条が行政手続にも適用されるべきかどうかについて、同条が行政手続にも適用されると解する説、同条が行政手続にも準用あるいは類推適用されると解する説、同条が行政手続には適用されないと解する説がある。これらの見解に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に【No.19】から【No.21】）

ア．適用説は、憲法第31条が要求する適正さが行政手続にも及ぶべきであると説きつつも、その程度は行政作用の性質に応じて異なり得るとする。【No.19】

イ．準用あるいは類推適用説は、適正手続が求められるのは身体の自由を奪うような刑事手続に準ずる行政処分に限られるとする。【No.20】

ウ．不適用説は、行政手続の適正さについて、憲法第31条からはその文言上これを導き出すことはできないが、憲法第13条など他の規定から導くことは可能であるとする。【No.21】

【第12問】（配点：3）

憲法前文に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に【No.22】から【No.24】）

ア．前文は、日本国憲法という法典名の後に置かれているばかりでなく、その内容が憲法制定の目的や憲法の基本原理を含んでいることから、その法的規範性が是認される。【No.22】

イ．前文は、法律の場合と同じ手続で改正することができるが、前文に抵触する下位規範は、憲法第98条第1項からして、理論上排除されることになる。【No.23】

ウ．前文第2段は、「平和のうちに生存する権利」を謳っており、最高裁判所はその裁判規範性を認めている。【No.24】

【第13問】（配点：2）

主権に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8の中から選びなさい。（解答欄は、[No.25]）

ア．憲法前文第3段で「自国の主権を維持し」という場合の主権は、対外的な独立性に重点を置いた意味で使われている。

イ．憲法第1条で「主権の存する日本国民の総意」という場合の主権は、国の政治のあり方を最終的に決定する権力又は権威を意味する。

ウ．憲法第96条第1項の規定する憲法改正手続における国民投票は、国民主権の権力的な契機の表れといえる。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第14問】（配点：3）

天皇に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に [No.26] から [No.28]）

ア．内閣が総辞職した後に、国会により新たな内閣総理大臣が指名された場合、この新たな内閣総理大臣の任命は、総辞職した内閣の助言と承認により天皇が行うことになる。[No.26]

イ．天皇も日本国民であることから基本的人権は保障されており、例えば表現の自由や選挙権は保障されるものの、その職務の特殊性から一定の例外があり、例えば被選挙権は認められない。[No.27]

ウ．内閣の助言と承認は国事行為の実質的決定権を含まないとの立場からは、憲法第69条の規定する場合以外の衆議院解散の実質的決定権の根拠を、憲法第7条以外に求めざるを得ない。[No.28]

【第15問】（配点：2）

政党に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.29]）

ア．政党国家とは、政党が国の政治的意思形成過程に重要な役割を果たすようになった現象をいうが、そのような現象は、政党が広く国民と議会を媒介する組織として発達した段階に生じた。

イ．政治過程の腐敗・わい曲を防止し、民主政治の健全な発展を図るため、政党の活動資金の適切性・透明性が確保されるよう法律で規律しても、憲法に抵触することにはならない。

ウ．政党に対する公的助成を行う場合には、法律により、政党の役員・黨員等の名簿、活動計画書を提出させた上で政党の設立を許可する制度を設けても、違憲とはならない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第16問】（配点：3）

国会の運営・活動の原則と例外に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に【No.30】から【No.32】）

- ア. 両議院の会議は公開が原則であり、本会議については傍聴が認められているほか、その記録は公表され、かつ一般に頒布されなければならない。ただし、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは秘密会を開くことができる。【No.30】
- イ. 両議院は、それぞれ独立して活動し、独立して意思決定を行うのが原則である。ただし、両議院の議決が異なった場合に必要的又は任意的に開かれる両院協議会は、各議院において選挙された委員によって構成される。【No.31】
- ウ. 衆議院が解散されると参議院は同時に閉会となり、国会は機能を停止するのが原則であるが、その例外が参議院の緊急集会である。ただし、そこで採られた措置は、次の国会開会の後10日以内に衆議院の同意が得られない場合、遡って効力を失う。【No.32】

【第17問】（配点：2）

内閣に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○を、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、【No.33】）

- ア. 日本国憲法は、国会による内閣総理大臣の指名、内閣の国会に対する連帯責任のほか、衆議院の内閣不信任決議権や衆議院の解散などを定めていることから、議院内閣制を採用していると解される。
- イ. 国務大臣については、内閣総理大臣が必ず国会議員の中から指名されなければならないのは異なり、国会議員以外の者を任命することもできるが、その過半数は衆議院議員の中から選ばなければならない。
- ウ. 衆議院が内閣不信任を決議した場合でも、内閣がこれに対抗して衆議院の解散に踏み切り、その後の総選挙で内閣を支持する与党が過半数の議席を獲得した場合には、内閣は総辞職するか否か自ら決することができる。

- 1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
- 4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
- 7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

【第18問】（配点：3）

司法権に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に【No.34】から【No.36】）

- ア. 裁判官の罷免に関し弾劾裁判所の裁判の結果に不服がある場合に、最高裁判所に訴えることができるとする法律を制定することは憲法に違反しない。【No.34】
- イ. 行政機関の認定した事実をこれを立証する実質的証拠があるときには裁判所を拘束すると定めた法律は、その実質的証拠の有無は裁判所が判断するとの規定があっても憲法に違反する。【No.35】
- ウ. 特定の種類の事件だけを扱う裁判所を設置しても、その裁判所の裁判の結果に不服がある場合に、最高裁判所に上訴できるのであれば憲法に違反しない。【No.36】

〔第19問〕（配点：3）

人権制約立法の合憲性審査に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に〔No.37〕から〔No.39〕）

ア．判例は、精神的自由に対する制約の合憲性を経済的自由に対する制約の合憲性より厳しく審査すべきであるという二重の基準論を採用し、表現活動に対する制約については、表現内容に基づく制約だけでなく、間接的・付随的制約の合憲性についても厳格な審査を及ぼしている。

〔No.37〕

イ．二重の基準論の一つの根拠として、精神的自由への制約の場合は、民主政の過程自体がゆがめられるから裁判所の積極的な審査が要請されるが、経済的自由への制約の場合は、裁判所は民主的手続の中でなされた立法者の判断の合理性を尊重すべきである、ということが挙げられる。〔No.38〕

ウ．裁判所は、合憲性審査に当たり人権制約立法の根拠となる立法事実の存否を審査する必要があるが、その際立法事実についての立法者の判断をどの程度尊重すべきかという問題は、いかなる基準で合憲性を判断するかの問題とは無関係である。〔No.39〕

〔第20問〕（配点：2）

憲法の最高法規性に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○を、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.40〕）

ア．憲法が最高法規であることからすれば、立法その他の国家行為が憲法に反するか否かを判断する権限が司法府に与えられていなければならない。

イ．憲法は授権するのみで授権されることはないため、実定法秩序における法の段階構造を前提にすれば、憲法の最高規範性が導き出される。

ウ．憲法の最高法規性は憲法規範の内容が他の法規範とは質的に異なることから導かれるが、このような意味における最高法規性が一般に実質的最高法規性と呼ばれている。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第21問】（配点：3）

行政活動と民法の関係に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に [No.41] から [No.44]）

ア．市長Aが、B市を代表するとともに相手方Cを代理して契約を締結した事例において、最高裁判所の判例によれば、当該契約の締結には双方代理に関する民法第108条が類推適用されるが、B市の議会が双方代理の事情を認識した上でAによる双方代理行為について追認した場合には、議会の意思に沿ってB市にその法律効果は帰属する。[No.41]

イ．DがEの経営する飲食店においてランチを注文し、Dが食事を終えた事例において、Eが食品衛生法第52条第1項に基づく飲食店営業許可を得ていない場合には、無許可営業は原則として当該営業上締結された契約の無効事由となるため、DはEからの飲食代金の支払請求に対し支払を拒否することができる。[No.42]

（参照条文）食品衛生法

第51条 都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業（中略）であつて、政令で定めるものの施設につき、条例で、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

第52条 前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2，3 （略）

ウ．産業廃棄物処理業者Fが廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理施設（以下「施設」という。）の設置許可を県知事Gから受けた事例において、施設周辺に居住するHが施設の操業により健康被害のおそれが生ずることを主張して、施設の操業を差し止めようとする場合には、Hは、施設設置許可の取消訴訟を提起することなく、人格権に基づきFを被告として操業の差し止めを求める民事訴訟を適法に提起することができる。[No.43]

エ．公共用財産である水路が、長年の間事実上公の目的に供用されることなく放置され、公共用財産としての形態、機能を全く喪失した事例において、Iが当該水路の土地（以下「本件土地」という。）を20年以上にわたり水田として利用し、平穩かつ公然と占有を続けてきた場合には、最高裁判所の判例によれば、本件土地について取得時効が成立するが、公用廃止決定がなされていないことから、Iが取得できるのは公用制限を伴う本件土地所有権である。[No.44]

〔第22問〕（配点：3）

建築基準法第6条第1項の定める建築確認及び同法第9条第1項の定める違反是正命令に関し、次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に [No.45] から [No.48]）

（参照条文）建築基準法

第6条 建築主は、（中略）建築物を建築しようとする場合（中略）においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。（以下略）

2～13 （略）

14 第1項の確認済証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築（中略）の工事は、することができない。

15 （略）

第9条 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主（中略）に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2～15 （略）

第99条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

一 第6条第1項（中略）の規定に違反した者

二～十三 （略）

2 （略）

ア．建築主事は、建築主と建築に反対する近隣住民とが一定期間協議することを停止条件として建築確認を行うことができる。〔No.45〕

イ．建築確認を受けて建築された建築物について、特定行政庁は、建築確認が取り消され又は無効である場合でなくても、建築物が建築基準法令の規定に違反することを理由に、違反是正命令を行うことができる。〔No.46〕

ウ．建築確認を受けて建築された建築物について、近隣住民は、建築確認の取消訴訟又は無効確認訴訟を併合提起しなくても、違反是正命令の義務付け訴訟を適法に提起することができる。〔No.47〕

エ．建築確認を受けずに建築を行っても、当該建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していれば、建築基準法第99条第1項第1号の定める刑罰を科されない。〔No.48〕

【第23問】（配点：2）

行政行為の取消し又は撤回に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.49]）

ア．行政行為が名宛人にとって利益なものであったときには、当該行政行為を行った行政庁自身が後にこれが当初から違法であったと認識したとしても、取消しを認める旨の明文の規定がない限り、職権をもって当該行政行為を取り消すことはできない。

イ．行政庁が適法に行った行政行為をその後の事情の変化に伴い将来に向かって撤回することができるのは、当該行政行為を行う権限のある行政庁に限られるから、たとえ指揮監督権を有する上級行政庁であっても、当該行政行為の撤回をすることはできない。

ウ．行政庁が適法に行った行政行為をその後の事情の変化に伴い将来に向かって撤回することが許されたとしても、撤回に伴う財産的損害の補償が当然に不要となるとは限らない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第24問】（配点：2）

行政手続法第14条第1項本文は、不利益処分をする場合には同時にその理由を名宛人に示さなければならない旨を定めているが、次のアからウまでの各記述について、同項の理由の提示に関する最高裁判所平成23年6月7日第三小法廷判決（民集65巻4号2081頁）の多数意見の判示内容として、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.50]）

ア．行政手続法第14条第1項本文が理由の提示を要求しているのは、不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものである。

イ．建築士法による一級建築士に対する懲戒処分の場合、処分基準が定められているとしても、行政手続法第14条第1項本文が理由の提示を要求している趣旨は、当該処分の根拠である建築士法の法条及びその法条の要件に該当する具体的な事実関係が明らかにされることで十分に達成できるというべきであり、更に進んで、処分基準の内容及び適用関係についてまで明らかにすることを要するものではない。

ウ．建築士法による一級建築士に対する懲戒処分について、公にされている処分基準は、複数の懲戒処分の中から処分内容を選択するための基準として、多様な事例に対応すべくかなり複雑な内容を定めていたのであり、処分の原因となる事実と処分の根拠法条とが示されているだけでは、いかなる理由に基づいてどのような処分基準の適用によって当該処分が選択されたのかを知ることはできないから、処分基準の適用関係が全く示されていない理由提示は、行政手続法第14条第1項本文の要求する理由提示としては十分でない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第25問】（配点：2）

行政庁が免許業者に対して不利益処分を行う場合の聴聞手続及び弁明手続に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、【No.51】）

ア．弁明は、書面を提出して行うことが原則であるが、行政庁が認める場合には、口頭で行うことができる。

イ．行政庁は、免許取消のための聴聞手続の進行中に免許停止処分とすることが妥当であると判断した場合であっても、免許停止処分を行うことはできず、改めて弁明手続を執ることが必要となる。

ウ．行政庁は、免許停止のための弁明手続の進行中に免許取消処分とすることが妥当であると判断した場合であっても、免許取消処分を行うことはできず、改めて聴聞手続を執ることが必要となる。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第26問】（配点：2）

行政裁量に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、【No.52】）

ア．外国人の在留期間の更新の許可に関する法務大臣の「在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由」があるかどうかの判断に関し、「法務大臣の裁量権の性質にかんがみ、その判断が全く事実の基礎を欠き又は社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかである場合に限り、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があったものとして違法となる」とした最高裁判所の判決は、効果裁量を承認する趣旨であると解されている。

（参照条文）出入国管理及び難民認定法

第21条 本邦に在留する外国人は、現に有する在留資格を変更することなく、在留期間の更新を受けることができる。

2 前項の規定により在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し在留期間の更新を申請しなければならない。

3 前項の規定による申請があつた場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。

4 （略）

イ．学校施設の目的外使用許可に関し、「本件中学校及びその周辺の学校や地域に混乱を招き、児童生徒に教育上悪影響を与え、学校教育に支障を来すことが予想されるとの理由で行われた本件不許可処分は、重視すべきでない考慮要素を重視するなど、考慮した事項に対する評価が明らかに合理性を欠いており、他方、当然考慮すべき事項を十分考慮しておらず、その結果、社会通念に照らし著しく妥当性を欠いたものといえる」とした最高裁判所の判決は、学校施設の目的外使用許可の判断が管理者の裁量に委ねられることを前提として、裁量処分をする際の考慮事項に着目した司法審査の在り方を示したものと見える。

ウ．公務員の懲戒処分に関し、裁判所が当該処分の適否を審査するに当たっては、「懲戒権者の裁量権の行使に基づく処分が社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権を濫用したと認められる場合に限り違法であると判断すべきものである」とした最高裁判所の判決は、裁判所が行政庁と同一の立場に立ってした判断と行政庁がした判断との間に食い違いがあれば行政庁の判断を違

法と判定する方法を採ったものといえる。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第27問〕（配点：3）

Xがマンションを建築するために、甲市の建築主事Aに対して建築確認を申請したところ、Xの建築計画に反対する付近住民とXとの間で紛争が発生した。甲市においては、建築紛争が発生した場合は常に建築確認を留保して建築主に話し合いを通じた紛争の解決を図るよう建築課職員（以下「職員」という。）において指導する運用を続けてきた。そこで、職員は、Xの建築計画が建築基準関係諸規定に適合しているとの審査を終了した後も、Xに対して、付近住民との話し合いにより紛争を解決するよう口頭で指導した。Xは付近住民との間で4か月以上にわたり話し合いの機会を10回以上持ったが、紛争解決には至らなかった。Xの建築確認申請から6か月後に、Xと付近住民との合意成立を受けて、Aはようやく建築確認をした。次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。なお、解答に当たっては、甲市では行政手続条例が制定され、行政手続法第4章行政指導と同じ内容の規定が設けられていることを前提としなさい。（解答欄は、アからエの順に〔No.53〕から〔No.56〕）

ア. 最高裁判所の判例によれば、規制的行政指導には根拠規範が原則として必要とされるが、職員は建築基準法における建築確認の根拠規定に基づき、Xに対して付近住民との話し合いを指導することができる。〔No.53〕

イ. 建築確認を留保して行う行政指導については、その指針があらかじめ定められなければならないが、行政上の支障がない限り、当該指針は公表されなければならない。〔No.54〕

ウ. 付近住民との話し合いを求める行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付をXから求められた場合には、職員は行政上の支障がない限り、これを交付しなければならない。

〔No.55〕

エ. 職員が紛争の解決のための話し合いをXに対して求める行政指導は、事実行為であって法的拘束力を有しないことから、Xは、当該指導が行われていることを理由に建築確認が遅延させられたのは違法であると主張して、国家賠償法第1条第1項に基づき損害賠償を請求することはできない。〔No.56〕

【第28問】（配点：3）

A市は、コンビニエンスストアを経営する株式会社B社との間で、住民に対する住民票の写しの交付を委託する契約（以下「本件契約」という。）を締結した。A市は、A市個人情報保護条例（以下「本件条例」という。）第10条において、「市は、個人情報の取扱いを伴う事務又は事業を委託するときは、当該契約において、個人情報の適切な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない」旨を定めている。本件契約及び本件条例に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に [No.57] から [No.60]）

- ア. 本件契約により、A市長は住民に対し住民票の写しを交付する権限の一部をB社に委任したことになる。[No.57]
- イ. 本件契約には、B社が個人情報の保護措置を講じているかをA市が確認する必要がある場合に、B社はA市の職員によるB社の作業所の検査に協力しなければならない旨を定めることができる。[No.58]
- ウ. A市は、本件条例第10条にいう受託者が個人情報の保護措置を定める契約の条項に違反した場合には刑罰を科される旨を、本件条例中に定めることができる。[No.59]
- エ. A市は、本件条例第10条にいう受託者が個人情報の保護措置を適切に講じていない場合にはA市長が受託者に対し行政処分として是正命令をなし得る旨を、本件条例中に定めることができる。[No.60]

【第29問】（配点：3）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に [No.61] から [No.64]）

- ア. 特定の個人の病歴に関する情報が記録された行政文書の開示請求があった場合、当該行政文書に記録されている情報は不開示情報に該当するので不開示である旨を答えたのでは、そのことだけで当該個人の病歴の存在が明らかになってしまうため、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否することができる。[No.61]
- イ. 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に情報公開法第5条各号所定の不開示情報が記録されている場合には、公益上特に必要があると認めるときであっても、当該行政文書を開示することができない。[No.62]
- ウ. 行政文書の開示請求に対する不開示決定のうち、当該行政文書を保有していないことを理由とするものについても、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができる。[No.63]
- エ. 行政文書の開示請求に対する不開示決定の取消訴訟において、不開示とされた行政文書を目的とする検証を被告に受忍義務を負わせて行うことは原則として許されないが、原告が検証への立会権を放棄した場合には、例外的に許される。[No.64]

【第30問】（配点：3）

処分の取消しを求める利益に関する次のアからエまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に【No.65】から【No.68】）

- ア. 当初の更正処分による税額を減額する再更正処分は、納税者に有利な効果をもたらすものであるから、納税者にその取消しを求める利益はない。【No.65】
- イ. 外国人は、我が国に在留する権利や引き続き在留することを要求する権利を保障されているものではないから、在留期間の更新許可申請をした外国人に更新不許可の取消しを求める利益はない。【No.66】
- ウ. 市立中学校の教諭に対する同一市内の中学校間の転任処分が、教諭の身分、俸給等に異動を生ぜしめず、客観的、実際の見地からみて勤務場所、勤務内容等に何らの不利益を伴わない場合には、他に特段の事情のない限り、教諭に当該転任処分の取消しを求める利益はない。【No.67】
- エ. 自動車運転免許証の有効期間の更新処分は、申請を認容して利益を付する処分であり、更新によって交付される免許証が優良運転者である旨の記載のあるものか一般運転者である旨の記載のあるものかによって当該免許証の有効期間等に差異はないから、一般運転者として扱われ、優良運転者である旨の記載のない免許証を交付されて更新処分を受けた者が、自分は優良運転者に当たるとして当該更新処分の取消しを求める利益はない。【No.68】

【第31問】（配点：2）

医療法に基づく病院開設中止の勧告（以下「中止勧告」という。）が抗告訴訟の対象としての行政処分に当たるかどうかについて判示した最高裁判所平成17年7月15日第二小法廷判決（民集59巻6号1661頁）に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、【No.69】）

- ア. この判決は、中止勧告は行政指導に当たるが、これに従わない場合には事実上病院開設の許可が受けられなくなることを、その処分性を認める根拠の一つとしている。
- イ. この判決は、中止勧告に従わないことなどを保険医療機関の指定の拒否事由とする通達があり、中止勧告に従わない場合には相当程度の確実さをもって保険医療機関の指定を受けることができなくなることを、その結果、国民皆保険制度の下では、病院の開設自体を断念せざるを得なくなることを考慮して、中止勧告の処分性を認めたものである。
- ウ. この判決によれば、中止勧告に処分性が認められ、抗告訴訟の対象とすることができる以上、中止勧告後にされた保険医療機関の指定拒否処分を抗告訴訟の対象とすることはできない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第32問〕（配点：2）

マンションの新築の計画に関し建築基準法上の指定確認検査機関Aがした建築確認（以下「本件確認」という。）につき、同マンションの敷地の周辺に居住する者がAを被告としてその取消しを求めて訴訟（以下「本件訴訟」という。）を提起した。本件訴訟において、いわゆる違法性の承継を肯定した最高裁判所平成21年12月17日第一小法廷判決（民集63巻10号2631頁）の判示したところに従い、本件確認に先立って東京都の特別区の区長Bが条例の規定に基づいてした接道義務についての安全認定（以下「先行処分」という。）の違法を主張することができると思われる場合の本件訴訟の審理等に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.70〕）

ア．本件訴訟において、Aが本件確認をするに当たり先行処分の適法性につき審査を尽くしたことが認められる場合は、先行処分が違法であることは、本件確認の取消事由とならない。

イ．本件訴訟において、被告であるAは、先行処分の適法性の審理のために必要があると考えた場合は、裁判所に対し、先行処分をした行政庁である区長Bを本件訴訟に参加させることを求める申立てを、適法にすることができる。

ウ．本件訴訟において、本件確認を取り消す判決が確定した場合には、当該判決は、本件確認をしたAのみを拘束する。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第33問〕（配点：3）

処分の取消しの訴えの審理に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に〔No.71〕から〔No.74〕）

ア．審査請求前置主義が採用されている場合に、審査請求が不適法として却下されたときは、審査請求前置を満たしたことはないが、適法な審査請求がされたにもかかわらず、裁決庁が誤って審査請求を却下した場合には、裁決庁は実体審理の機会を与えられていたのであるから、審査請求人は、直ちに処分の取消しの訴えを提起することができる。〔No.71〕

イ．取消訴訟においては、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として取消しを求めることができず、原告がこの制限に触れる主張のみを行っている場合には、訴えが却下されることになる。〔No.72〕

ウ．原処分の取消訴訟と原処分についての審査請求を棄却した裁決の取消訴訟とを提起することができる場合、原処分の取消訴訟においては、裁決固有の瑕疵を主張することもできる。〔No.73〕

エ．国家公務員法に基づき人事院が行う修正裁決は、懲戒権者の行った懲戒処分を一体として取り消し、人事院において新たな内容の懲戒処分を行うものであるから、修正裁決が出された後において懲戒権者の行った懲戒処分の取消しを求める訴えは、訴えの利益を欠くものとして却下されることになる。〔No.74〕

〔第34問〕（配点：3）

最高裁判所平成24年2月9日第一小法廷判決（民集66巻2号183頁）は、次のような事案における教職員からの訴えについて判断を示しているが、次のアからエまでの各記述について、同判決の判示内容として、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に〔No.75〕から〔No.78〕）

- (1) 教育委員会は、公立高等学校等の各校長に対し、卒業式等の式典の実施に当たっては国歌斉唱の際に教職員は会場に掲揚された国旗に向かって起立して斉唱するなど所定の実施指針のとおり行うものとする等を示達する通達を発し、各校長は、同通達を踏まえ、毎年度、卒業式や入学式等の式典に際し、多数の教職員に対し、国歌斉唱の際に国旗に向かって起立して斉唱することを命ずる旨の職務命令（以下「本件職務命令」という。）を発している。
- (2) 本件職務命令に従わない教職員については、過去の懲戒処分の対象と同様の非違行為を再び行った場合には処分を加重するという方針の下に、おおむね、その違反が1回目は戒告、2、3回目は減給、4回目以降は停職という処分量定がされ、懲戒処分が反復継続的かつ累積加重的にされる危険があり、また、その違反及びその累積が懲戒処分の処分事由及び加重事由との評価を受けることに伴い、勤務成績の評価を通じた昇給等に係る不利益という行政処分以外の処遇上の不利益が反復継続的かつ累積加重的に発生し拡大する危険がある。
 - ア. 処分の差止めの訴えについて行政事件訴訟法第37条の4第1項所定の「重大な損害を生ずるおそれ」があると認められるためには、処分がされることにより生ずるおそれのある損害が、処分がされた後に取消訴訟又は無効確認訴訟を提起して執行停止の決定を受けることなどにより容易に救済を受けることができるものではなく、処分がされる前に差止めを命ずる方法によるのでなければ救済を受けることが困難なものであることを要する。〔No.75〕
 - イ. 教職員が本件職務命令の違反を理由とする懲戒処分の差止めを求める訴えについては、処分の取消訴訟等を提起して執行停止の決定を受けることにより容易に救済を受けることができるから、前記(1)、(2)などの事情があるからといって、行政事件訴訟法第37条の4第1項所定の「重大な損害を生ずるおそれ」があるということとはできない。〔No.76〕
 - ウ. 教職員が本件職務命令に基づく義務の不存在の確認を求める訴えは、本件職務命令の違反を理由としてされる蓋然性のある懲戒処分の差止めの訴えを法定の類型の抗告訴訟として適法に提起することができ、その本案において当該義務の存否が判断の対象となるという事情の下では、上記懲戒処分の予防を目的とするいわゆる無名抗告訴訟としては、他に適当な争訟方法があるものとして、不適法である。〔No.77〕
 - エ. 教職員が本件職務命令に基づく義務の不存在の確認を求める訴えは、前記(1)、(2)などの事情の下では、本件職務命令の違反を理由とする行政処分以外の処遇上の不利益の予防を目的とする公法上の法律関係に関する確認の訴えとして、確認の利益がある。〔No.78〕

【第35問】（配点：3）

普通地方公共団体であるA市の住民であるXが地方自治法（以下「法」という。）第242条の2第1項の規定に基づいて提起する住民訴訟に係る各事例に関する次のアからエまでの各記述（いずれにあっても、各記述に係るもの以外の訴訟要件については問題はないものとする。）について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に【No.79】から【No.82】）

- ア. Xが違法であると主張する公金の支出がされるであろうことが確実となった事例において、Xは、対象とする行為が処分当たる場合に限り、法第242条の2第1項第1号の規定に基づき、その差止めを求める住民訴訟を、適法に提起することができる。【No.79】
- イ. Xが違法であると主張する公金の支出を内容とする処分がされたが実際の金銭の支払は未了である事例において、Xは、法第242条の2第1項第2号の規定に基づき当該処分の取消しを求める住民訴訟を適法に提起した場合には、当該処分に係る金銭の支払について、行政事件訴訟法第25条の規定の適用により、それが当該処分の相手方にされることによりXの経営する事業が受ける重大な損害を避けるため、執行停止の申立てを、適法にすることができる。【No.80】
- ウ. A市の住民であるBがその企画する事業についてした法令に基づく許可の申請に対するA市の応答が遅れていることをXが違法であると主張している事例において、上記の不作为がA市の財務会計上の行為に関するものではない場合には、Xは、法第242条の2第1項第3号の規定に基づき、それが違法であることの確認を求める住民訴訟を、適法に提起することはできない。【No.81】
- エ. Xが法第242条の2第1項第4号本文の規定に基づきA市の市長においてCに対して損害賠償の請求をすることを求める住民訴訟を適法に提起した事例において、損害賠償の請求を命ずる判決が確定した場合には、A市の市長は、Cに対して損害賠償金の支払を請求することを義務付けられる。【No.82】

（参照条文）地方自治法

第242条の2 普通地方公共団体の住民は、前条（注：住民監査請求）第1項の規定による請求をした場合において、同条第4項の規定による監査委員の監査の結果（中略）に不服があるとき（中略）は、裁判所に対し、同条第1項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。

- 一 当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求
 - 二 行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求
 - 三 当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求
 - 四 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。（以下略）
- 2～12 略

【第36問】（配点：3）

仮の救済に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に【No.83】から【No.86】）

- ア. 処分の効力の全部を停止する旨の決定が確定した場合において、当該決定は、第三者に対しても効力を有する。【No.83】
- イ. 処分の効力の全部を停止する旨の決定が確定した場合において、相手方は、本案の判決が確定するまでは、事情のいかんにかかわらず、当該決定の取消しを求める申立てを適法にすることができない。【No.84】
- ウ. 処分の取消しの訴えの提起があった場合において、当該処分、当該処分の執行又は手続の続

行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるときは、裁判所は、申立てにより、仮に行政庁がこれらの停止その他の適切な措置をすべき旨を命ずることができる。[No.85]

エ. 裁判所は、仮の差止めを命ずる決定をする場合は、常にあらかじめ相手方の意見を聴かなければならない。[No.86]

【第37問】（配点：2）

国家賠償法に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.87]）

- ア. 国家賠償法第2条第1項の営造物の設置又は管理の瑕疵に基づく損害賠償責任は無過失責任であるから、結果発生回避の可能性がなかったとしても、国又は公共団体の責任は否定されない。
- イ. 未改修河川に要求される安全性は、財政的、技術的、社会的制約等の下で一般に施行されてきた治水事業による河川の改修、整備の過程に対応するいわば過渡的な安全性をもって足りるものとせざるを得ないから、道路の管理の場合とは、管理の瑕疵の有無についての判断基準もおのずから異なる。
- ウ. 国家賠償法第2条第1項の営造物の設置又は管理の瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性を欠いている状態、すなわち、他人に危害を及ぼす危険性のある状態をいうが、そこにいう危害は、営造物の利用者以外の第三者に対するものを含む。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第38問】（配点：2）

損失補償請求権として法律構成することが考えられる事案について、損害賠償を認めることにより解決される例がある。こうした例として適切なものを、次の1から5までの中から2個選びなさい。（解答欄は、[No.88]、[No.89] 順不同）

1. 民間の事業者が村の工場誘致施策に応じて投資した後、村長が交代し、村が事業者に対し代償的措置を執らずに施策を変更した場合に、村が事業者の受けた積極的損害を賠償する不法行為責任を負う例。
2. 国の行政機関が民間の事業者による汚染物質の排出を規制する権限を適切に行使しなかった場合に、国が公害の被害者に対し国家賠償法第1条第1項による賠償責任を負う例。
3. 民間の指定確認検査機関が違法に建築確認を行ったために当該建築物の近隣住民が被害を受けた場合に、当該建築物に係る建築確認事務の帰属する市が国家賠償法第1条第1項による賠償責任を負う例。
4. 市の保健所で受けた予防接種により個人に後遺障害が生じた場合に、接種した医師の過失が一部推定され、市が損害賠償責任を負う例。
5. 国家公務員が勤務場所での事故により死傷した場合に、国が国家公務員に対して負う安全配慮義務の懈怠を理由に損害賠償責任を負う例。

【第39問】（配点：2）

行政不服審査法における教示に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.90]）

ア． 行政庁は、審査請求や異議申立てをすることができる処分をする場合には、処分を口頭とする場合を除き、処分の相手方に対し、不服申立てをすることができる旨やその期間などを必ず書面で教示しなければならないこととされている。

イ． 処分に対して不服申立てをすることができる旨やその期間などについての書面による教示は、処分の名宛人以外の者に対しては、行う必要はないこととされている。

ウ． 審査請求をすることができる処分（異議申立てをすることもできる処分を除く。）につき、処分庁が誤って異議申立てをすることができる旨を教示した場合において、当該処分庁に異議申立てがされたときは、異議申立書は審査庁に送付され、初めから審査庁に審査請求がされたものとみなされることとされている。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第40問】（配点：2）

行政組織と法律との関係に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.91]）

ア． 権限の委任は法律上定められた処分権限の帰属を変更することから、法律の根拠を必要とするのに対し、専決は、補助機関が処分権限のある行政庁の名義でこれを行行使するものであり、処分権限の移譲を伴わないことから、法律の根拠を必要としない。

イ． 行政組織に対する立法上の規制を弾力化する目的から、国家行政組織法においては、官房、局及び部の設置は、法律によらずに政令で定めることができるとされている。

ウ． 国が地方公共団体に対して関与を行う場合には、国の関与は、その目的を達成するために必要最小限度のものでなければならないが、法律又はこれに基づく政令の根拠までは必要とされていない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

短答式試験問題集 [民事系科目]

[民事系科目]

[第1問] (配点：2)

次の各記述のうち公序良俗に違反することを根拠とするものは、後記1から4までのうちどれか。
(解答欄は、[No. 1])

1. 土地の売買契約により、買主が所有権を取得し、その引渡しを受けた後に、売主がその土地に第三者のため地上権の設定登記をした場合には、売主が買主に対して残代金の支払を催告し、その不払を理由に売買契約を解除する旨の意思表示をしても、解除の効力は生じない。
2. 食品の製造業者Aが、有害物質甲の混入した食品の販売を法令が禁止していることを知りながら、あえて甲の混入した食品を製造し、これをその混入の事実を知る販売者Bに継続的に売り渡す契約を締結した場合、この売買契約は無効であるから、BはAに対してその代金支払の義務を負わない。
3. 消費貸借契約の貸主が積極的に借主の誤信を招くような対応をしたため、借主が期限の利益を喪失していないものと信じて各期の支払を継続し、貸主も借主が誤信していることを知りながらその誤信を解くことなく弁済金を受領し続けたという事情がある場合、貸主は、借主に対し、期限の利益を喪失した旨の主張をすることはできない。
4. 不動産の共同相続人の一人が、単独相続の登記をして、これに抵当権を設定し、その設定登記をしながら、自己の持分を超える部分の抵当権の無効を主張して、その抹消登記手続を請求することはできない。

[第2問] (配点：2)

意思表示に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No. 2])

- ア. 意思能力が欠けた状態で契約を締結した者は、後見開始の審判を受けていなくても、その契約の無効を主張することができる。
 - イ. 被保佐人が、保佐人の同意を得て、自己の不動産につき第三者との間で売買契約を締結したときは、被保佐人がその売買契約の要素について錯誤に陥っており、かつ、そのことにつき重大な過失がない場合でも、その契約の無効を主張することができない。
 - ウ. 第三者の詐欺によって相手方に対する意思表示をした者は、相手方が第三者による詐欺の事実を知らなかった場合にも、その詐欺によって生じた錯誤が錯誤無効の要件を満たすときは、相手方に対し、その意思表示の無効を主張することができる。
 - エ. 被保佐人は、保証契約を締結する前にその行為をすることについて保佐人の同意を得たときは、自己の判断でその保証契約の締結を取りやめることはできない。
 - オ. 被保佐人と契約を締結しようとする者は、家庭裁判所に対し、利害関係人として、被保佐人に十分な判断能力があることを理由に保佐開始の審判の取消しを請求することができる。
1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第3問】（配点：2）

単独行為に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、[No. 3]）

1. 行為能力の制限を理由に取り消すことができる行為について、制限行為能力者の相手方は、その制限行為能力者が行為能力者となった後、その者に対し、1か月以上の期間を定めて、その期間内に追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができ、その場合に、その者がその期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなされる。
2. 遺贈に停止条件を付した場合において、その条件が遺言者の死亡後に成就したときは、遺贈は、条件が成就した時からその効力を生ずる。
3. 時効によって消滅した債権がその消滅以前に相殺に適するようになっていた場合には、その債権者は、消滅時効が完成した後であっても、相殺をすることができる。
4. 表意者の法定代理人が、詐欺を理由に取り消すことができる法律行為を追認した場合であっても、その追認があったことを表意者本人が知らなかったときは、表意者本人は、その法律行為を取り消すことができる。
5. 代理権を有しない者がした契約の本人による追認は、その契約を相手方が取り消した後は、することができない。

【第4問】（配点：2）

表見代理に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 4]）

- ア. 本人から登記申請を委任された者が、その権限を越えて、本人を代理して第三者と取引行為をした場合において、その登記申請の権限が本人の私法上の契約による義務を履行するために付与されたものであり、第三者が代理人に権限があると信ずべき正当な理由があるときは、委任された登記申請の権限を基本代理権とする表見代理が成立する。
- イ. 原材料甲を仕入れる代理権を本人から付与された者が、その代理権を利用して利益を図ろうと考え、本人を代理して第三者から甲を買い受け、これを他に転売しその利益を着服した場合、権限外の行為についての表見代理に関する規定が類推され、第三者は、本人に対し、甲の代金の支払を求めることができる。
- ウ. 子が父から何らの代理権も与えられていないのに、父の代理人として相手方に対し父所有の不動産を売却した場合、相手方において、子に売買契約を締結する代理権があると信じ、そのように信じたことに正当な理由があるときは、表見代理が成立する。
- エ. 本人からその所有する不動産に抵当権を設定する代理権を与えられた者が、本人を代理して当該不動産を売却した場合、売買契約の相手方がその権限の逸脱の事実を知り、又はそれを知らないことについて過失があったときでも、転得者が善意無過失であるときは、表見代理が成立する。
- オ. 夫が、日常の家事の範囲を越えて、妻を代理して法律行為をした場合、相手方において、その行為がその夫婦の日常の家事に関する法律行為に属すると信ずるにつき正当の理由があるときは、権限外の行為についての表見代理に関する規定の趣旨が類推され、妻は夫がした法律行為によって生じた債務について、連帯してその責任を負う。
1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

〔第5問〕（配点：2）

無効に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.5〕）

- ア. 人違いその他の事由によって当事者間に縁組をする意思がなく養子縁組がされたときは、その縁組は無効である。
- イ. 賭博の勝ち負けによって生じた債権が譲渡された場合において、債務者が異議をとどめずに債権譲渡を承諾したとき、債務者は、当該債権の譲受人に対し、当該債権の発生に係る契約の公序良俗違反による無効を主張することができない。
- ウ. Aの所有する土地をBが錯誤により購入し、Bが当該土地を占有するCに対して所有権に基づき明渡しを求めた場合、Bにおいて錯誤による意思表示の無効を主張する意思がないときは、Cは、当該土地の売買契約が無効であることを主張して、その明渡しを拒むことはできない。
- エ. AがB所有の動産をBから何らの代理権も与えられていないのにその代理人としてCに売却した場合には、Bがこれを追認すれば、BC間の売買契約は契約時にさかのぼって有効となるが、AがB所有の動産をBに断りなく自分の物としてCに売却した場合には、Bがこれを追認すると、その追認の時に新たにAC間の売買契約が締結されたものとみなされる。
- オ. Aがその所有する不動産を、一方でBとの売買契約によりBへ譲渡し、他方でCとの売買契約によりCへ譲渡した場合において、AからCへの所有権移転登記がされたときは、AB間の売買契約は無効となる。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

〔第6問〕（配点：2）

消滅時効に関する次のアからエまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から6までのうちどれか。（解答欄は、〔No.6〕）

- ア. 他人の代理人として契約をした者が無権代理人であり、かつ、本人の追認を得ることができなかった場合において、相手方の選択により無権代理人として履行に代わる損害賠償義務を負うときは、当該損害賠償義務は不法行為による損害賠償責任であるから、無権代理行為の時から3年の時効消滅にかかる。
- イ. 債務者が消滅時効の完成後に債権者に対して債務を承認した場合において、その後さらに消滅時効の期間が経過したときは、債務者は、その完成した消滅時効を援用することができる。
- ウ. 特定物売買の目的物に隠れた瑕疵があった場合に、買主が売主に対して有する損害賠償請求権は、買主が瑕疵の存在に気付かなくても、目的物が買主に引き渡された時から10年の時効消滅にかかる。
- エ. 不法行為に基づく損害賠償請求権の存在が訴訟上の和解によって確定され、その弁済期が和解の時から1年後とされた場合であっても、その請求権は、その和解が調書に記載された時から10年の時効消滅にかかる。

1. ア イ 2. ア ウ 3. ア エ 4. イ ウ 5. イ エ 6. ウ エ

【第7問】（配点：2）

一般社団法人に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.7]）

- ア．代表理事その他一般社団法人を代表する者を定めていない場合には、各理事は、単独で一般社団法人を代表する。
- イ．一般社団法人は、代表者でない者が職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負うことはない。
- ウ．一般社団法人に理事が複数ある場合には、必ず理事会を置かなければならない。
- エ．一般社団法人が代表理事を定めた場合には、必ず理事会を置かなければならない。
- オ．一般社団法人が理事会を設置した場合には、必ず監事を置かなければならない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第8問】（配点：2）

物権の帰属に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.8]，[No.9] 順不同）

- 1. 未成年者との間で売買契約を締結して同人所有の動産を購入した者は、その後に当該売買契約が行為能力の制限を理由に取り消された場合に、売主が未成年であることについて善意無過失であったとしても、即時取得を理由としてその動産の所有権の取得を主張することはできない。
- 2. 相続人がなく特別縁故者に対する分与もされなかった相続財産のうち、不動産の所有権は、国庫に帰属するが、動産の所有権は、相続開始後に所有の意思をもって占有を始めた者に直ちに帰属する。
- 3. 他人の動産に工作を加えた者があるときの加工物の所有権は、民法の規定に従って帰属する者が定められ、加工前に所有者と加工者との間で民法の加工に関する規定と異なる合意をしても、その合意の効力は生じない。
- 4. 土地の共有者の一人が時効によって地役権を取得したときは、他の共有者もこれを取得する。
- 5. 所有者を異にし、主従の区別のある2個の動産が付合した場合、従たる動産の所有者は、その付合の時における価額の割合に応じてその合成物の共有持分を取得する。

【第9問】（配点：2）

所有権の取得又は移転に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを2個選びなさい。（解答欄は，【No.10】，【No.11】 順不同）

1. A所有の不動産を占有するBが自己の占有に前の占有者Cの占有を併せて主張することによってその不動産の所有権を時効により取得したときは，Aは，Cの占有の開始日にさかのぼってその所有権を喪失する。
2. 売主が他人の不動産を売り渡した後にその所有権を取得したときは，買主は，売主がその不動産の所有権を取得した後これを買主に移転する意思を表示した時に，その不動産の所有権を取得する。
3. 詐害行為取消権に基づき不動産の贈与契約を取り消す旨の判決が確定したときは，贈与契約による所有権移転の効果は，贈与契約締結時にさかのぼって消滅する。
4. 不動産の譲渡をもって代物弁済契約がされた場合，所有権移転登記をするまでは，その不動産の所有権が債権者に移転することはない。
5. 相続財産のうち，特定の不動産を特定の相続人に相続させる旨の遺言があった場合，その遺言で相続による承継を当該相続人の意思表示にかからせたなどの特段の事情のない限り，何らの行為を要せずして，その不動産の所有権は，被相続人の死亡の時に直ちに相続により当該相続人に承継される。

【第10問】（配点：2）

物権変動に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは，後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，【No.12】）

- ア. AがBに甲土地を売却し，所有権移転登記がされた後，Aは，Bの代金不払を理由に売買契約を解除した。その後BがCに甲土地を売却し，所有権移転登記がされた場合，Aは，Cに対し，甲土地の所有権を主張することができない。
- イ. AがB所有の甲土地を占有し，取得時効が完成した後BからAへの所有権移転登記が未了の間に，CがBから甲土地を譲り受けて登記をした場合であっても，Aがその後さらに占有を継続し，Cが登記をした時から再度取得時効の期間が経過したときは，Aは，Cに対し，所有権移転登記をしなくても時効による所有権取得を主張することができる。
- ウ. 甲土地を含む財産をABCが共同で相続し，その後Aのみが相続を放棄した場合，BCがBCのみの共有持分登記をする前に，Aの債権者DがAも共同相続したものとして代位によりAの共有持分登記をした上，Aの持分を差し押さえたときは，BCは，Dに対し，甲土地がBCのみの共有であることを主張することができない。
- エ. 甲土地がAからB，BからCに順次売却された後，AB間の売買契約が合意により解除された場合，Cは，Aに対し，所有権移転登記をしなくても甲土地の所有権取得を主張することができる。
- オ. Aは，Bに対する債権の担保としてCが所有する甲土地に抵当権の設定を受け，その登記をしていたが，Bから被担保債権全額の弁済を受けたにもかかわらず，Bに対する債権をDに譲渡し，Bは，その債権譲渡について異議をとどめないで承諾した。この場合，Cは，Dに対し，抵当権抹消登記をしなくても抵当権の消滅を主張することができる。
1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ

【第11問】（配点：2）

用益物権に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.13]）

- ア．地上権は、抵当権の目的とすることができない。
- イ．土地の所有者と地上権者との間において、地上権の譲渡を禁ずる旨の特約がある場合であっても、地上権者がその後に第三者との間で地上権を譲渡する旨の契約を締結したときは、その第三者は、地上権を取得することができる。
- ウ．地役権者は、承役地の所有者に対し、必ず便益の対価を支払わなければならない。
- エ．法定地上権を取得した者は、土地の所有者に対し、地代を支払う義務を負わない。
- オ．定期の地代を支払うべき地上権者が引き続き2年以上地代の支払を怠ったときは、土地の所有者は、地上権の消滅を請求することができる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第12問】（配点：2）

共有に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.14]）

- ア．共有地について筆界の確定を求める訴えを提起しようとする場合に、一部の共有者が訴えの提起に同調しないときは、その余の共有者は、隣接する土地の所有者と訴えの提起に同調しない共有者とを被告として、上記訴えを提起することができる。
- イ．裁判所に請求して共有物の分割をする場合、共有物の現物を分割するか、共有物を競売して売得金を分割する方法のいずれかによらなければならないが、共有物を共有者のうちの一人の単独所有又は数人の共有とし、これらの者から他の共有者に対して持分の価格を賠償させる方法によることはできない。
- ウ．共有物について賃貸借契約を締結することは、過半数の持分を有する共有者によって可能であるが、賃貸借契約の解除は、共有者全員によってされる必要がある。
- エ．A Bが共有する土地につき、Cが無権限で自己への所有権移転登記をした場合、Aは、単独で、Cに対し、抹消登記手続を請求することができる。
- オ．A Bが各2分の1の持分で甲土地を共有している場合に、Bは、A B間の協議に基づかずにAの承認を受けて甲土地を占有するCに対し、単独で、甲土地の明渡しを求めることはできない。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

【第13問】（配点：2）

担保物権の効力に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、[No.15]）

1. 留置権者は、債権の全部の弁済を受けるまでは、留置物の全部についてその権利を行使することができる。
2. 一般の先取特権者は、不動産以外の財産の代価に先立って不動産の代価が配当される場合を除き、まず不動産以外の財産から弁済を受け、なお不足があるのでなければ、不動産から弁済を受けることができない。
3. 質権の目的である債権が金銭債権であるときは、質権者は、その被担保債権の額にかかわらず、当該金銭債権の全額を取り立てることができる。
4. 抵当権の実行としての競売がされる前に抵当権の被担保債権について抵当不動産以外の財産の代価を配当すべき場合には、当該抵当権者以外の債権者は、当該抵当権者に配当すべき金額の供託を請求することができる。
5. 根抵当権の元本の確定後において現に存する債務の額が根抵当権の極度額を超えるときは、他人の債務を担保するため当該根抵当権を設定した者は、その極度額に相当する金額を払い渡し又は供託して、当該根抵当権の消滅請求をすることができる。

【第14問】（配点：2）

先取特権に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.16]）

- ア. 不動産売買の先取特権について登記があるときは、その先取特権者は、登記の先後を問わず、抵当権に先立って先取特権を行使することができる。
- イ. 動産売買の先取特権の目的物が転売され、第三者に引き渡されたときは、先取特権者は、その動産について先取特権を行使することができない。
- ウ. 雇用関係の先取特権は、給料その他債務者と使用人との間の雇用関係に基づいて生じた債権について存在する。
- エ. 一般の先取特権者は、不動産について登記をしなくても、不動産売買の先取特権について登記をした者に優先して当該不動産から弁済を受けることができる。
- オ. 判例によれば、日用品供給の先取特権の債務者は、自然人に限られ、法人は含まれない。
1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

【第15問】（配点：2）

抵当権に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は、[No.17]）

1. 債務者が所有する不動産に抵当権の設定登記がされ、これが存続している場合には、債務者は継続的に被担保債権に係る債務の存在を承認していることになるから、その抵当権の被担保債権については消滅時効が進行しない。
2. 債務者が所有する不動産に抵当権が設定され、その登記がされている場合、その債務者が当該不動産を10年間継続して占有したとしても、その債務者は、抵当権者に対し、抵当権の負担のない所有権を時効により取得したとして、抵当権設定登記の抹消登記手続を請求することはできない。
3. 債務者が所有する同一の不動産について、第一順位の抵当権と第二順位の抵当権が設定され、それぞれその旨の登記がされている場合、第一順位の抵当権の実行としての競売の結果、第一順位の抵当権者のみが配当を受けたときは、第二順位の抵当権は消滅しない。
4. 債務者が所有する同一の不動産について、第一順位の抵当権と第二順位の抵当権が設定され、それぞれその旨の登記がされている場合、第一順位の抵当権の被担保債権に係る債務を債務者が弁済したときは、債務者は、弁済による代位によって第一順位の抵当権を取得する。
5. 債務者が所有する不動産に抵当権が設定されている場合、その被担保債権に係る債務について他の者により併存的債務引受がされたときは、当該債務引受によって生じた債権も、その抵当権の被担保債権となる。

【第16問】（配点：2）

抵当権の効力に関する次の1から4までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は、[No.18]）

1. Aがその所有する甲建物をBに賃貸している場合において、Aが甲建物にCのために抵当権を設定したときは、その抵当権の効力は、Bが甲建物において使用しているB所有の量に対しても及ぶ。
2. AがBから建物所有目的で土地を賃借し、その上にAが建てた甲建物にCのために抵当権を設定した場合、その抵当権の効力は甲建物の従たる権利である当該土地賃借権にも及び、抵当権実行としての競売がされた時に当該土地賃借権も甲建物の買受人Dに移転するから、Dは、Bの承諾がなくても、Bに対し、当該土地賃借権を甲建物の占有権原として主張することができる。
3. 根抵当権者は、確定した元本並びに利息その他の定期金及び債務不履行によって生じた損害の賠償の全部について、極度額を限度として、その根抵当権を行使することができる。
4. 抵当権が設定された土地の上に存する建物については、別段の定めをした場合に限り、土地の抵当権の効力が及ぶ。

【第17問】（配点：2）

建物を目的物とする売買契約が締結された後、その引渡期日が到来する前に売主の占有下で当該建物の全部が滅失した場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.19]）

- ア．当該建物の滅失が売主の責めに帰すべき事由による場合、売主は、買主からの建物の引渡請求を拒絶することができる。
 - イ．当該建物の滅失が買主の責めに帰すべき事由による場合、売主は、買主に対して代金の支払を請求することはできない。
 - ウ．当該建物の滅失が売主の責めに帰すべき事由による場合、買主は、既に売主に代金を支払っているときは、契約を解除して、その代金の返還を請求することができる。
 - エ．当該建物の滅失が買主の責めに帰すべき事由による場合、買主は、既に売主に代金を支払っているときでも、その返還を請求することはできない。
 - オ．当該建物の滅失が不可抗力による場合、売買契約は契約時にさかのぼって無効となるため、買主は、既に売主に代金を支払っているときは、その返還を請求することができる。
1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第18問】（配点：2）

多数当事者の債権関係に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.20]）

- ア．相続開始から遺産分割までの間に相続財産である賃貸不動産から生ずる賃料債権は、各共同相続人が、その相続分に応じ、分割債権として確定的に取得する。
 - イ．債務引受がされた場合には、原債務者及び引受人は分割債務を負う。
 - ウ．共同不法行為者の一人に対してした債務免除の意思表示は、被害者が他の共同不法行為者に対する債務免除の意思を有していなくても、他の共同不法行為者の利益のためにその効力を生ずる。
 - エ．連帯債務を負うA及びBに対してそれぞれ100万円の債権を有するCは、A及びBがそれぞれ破産手続開始の決定を受け、各破産手続において配当が行われるときは、それぞれ50万円の限度で、A及びBの各破産財団の配当に加入することができる。
 - オ．被害者が共同不法行為者の一人に対して損害賠償債務の履行を請求しても、他の共同不法行為者の損害賠償債務の消滅時効は中断しない。
1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

〔第19問〕（配点：2）

債権者Aが債務者Bに対して有する甲債権をCとDに二重譲渡した場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。なお、本問では、Cに対する債権譲渡を「第一譲渡」といい、Dに対する債権譲渡を「第二譲渡」という。（解答欄は、〔No.21〕）

ア． Aが第一譲渡については確定日付のある証書によらずに通知をしてこれがBに到達し、第二譲渡については通知をしていない場合に、BがCに対して弁済をすれば、甲債権はこれによって消滅する。

イ． 第一譲渡及び第二譲渡のいずれについても、Aが確定日付のある証書によらずに通知をしてこれらがBに到達した場合には、これらの通知の到達後に、BがCに対して弁済をしても甲債権は消滅しない。

ウ． Aが第一譲渡については確定日付のある証書によって通知をしてこれがBに到達し、第二譲渡については確定日付のある証書によらずに通知をしてこれがBに到達した場合には、これらの通知の到達後に、BがDに対して弁済をすれば、甲債権はこれによって消滅する。

エ． 第一譲渡及び第二譲渡のいずれについても、Aが確定日付のある証書によって通知をし、これらの通知が同時にBに到達した場合には、Bは、Dからの請求に応じなくても債務不履行責任を負うことはない。

オ． 第一譲渡及び第二譲渡のいずれについても、Aが確定日付のある証書によって通知をし、これらの通知が同時にBに到達した後に、BがCに対して弁済をすれば、甲債権はこれによって消滅する。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

〔第20問〕（配点：2）

解除の要件に関する次の1から4までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。（解答欄は、〔No.22〕）

1. 解除の要件としての催告は、相手方が履行遅滞に陥った後にしなければならないから、期限の定めのない債務の履行遅滞を理由に契約を解除するには、あらかじめ履行の請求をすることによって当該債務を履行遅滞に陥れた後、改めてその履行の催告をする必要がある。
2. 双務契約上の債務が同時履行の関係に立つ場合において、一方の当事者が相当の期間を定めて催告をしたときは、その当事者は、当該期間中弁済の提供を継続しなければ契約を解除することはできない。
3. 債務者が履行遅滞に陥った後に債権者が不相当な期間を定めて催告をした場合であっても、債務者が履行の催告に応じず、相当な期間が経過した後に解除の意思表示がされたときは、解除の効力が生ずる。
4. 解除の意思表示に条件又は期限を付すことはできないから、債権者が相当な期間を定めて催告をし、当該期間内に履行がないことを停止条件として解除の意思表示をしたとしても、解除の効力は生じない。

〔第21問〕（配点：3）

代位に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.23〕）

ア． 抵当権の被担保債権の一部を弁済した第三者は、その弁済をした価額に応じて抵当権者とともにその抵当権を行使することができ、その抵当権が実行されたときは、当該抵当権者と当該第三者は、当該抵当権者が有する残債権の額と当該第三者が代位によって取得した債権の額に応じ、按分して配当を受ける。

イ． 同一の物上保証人が所有する甲土地及び乙土地に第一順位の共同抵当権が設定されている場合において、甲土地の代価のみが先に配当されたときは、甲土地について第二順位の抵当権を有していた者は、当該配当によりその被担保債権の全額について弁済を受けた場合を除き、共同抵当に関する民法の規定に定める限度で、乙土地に設定された第一順位の抵当権を行使することができる。

ウ． 物上保証人所有の甲土地と債務者所有の乙土地に第一順位の共同抵当権が設定されている場合、甲土地の代価のみが先に配当され、その被担保債権に係る債務が消滅したときは、物上保証人は、当該債務者に対して有する求償権の範囲内で、乙土地に設定された第一順位の抵当権を行使することができる。

エ． 同一の債務につき、保証人がいるとともに、物上保証人所有の甲土地に抵当権が設定されている場合、保証人が保証債務を履行し、債務を消滅させたときは、保証人は、当該債務者に対する求償権の全額について、甲土地に設定された抵当権を行使することができる。

オ． 同一の債務につき、保証人がいるとともに、債務者所有の甲土地に抵当権が設定されている場合、債権者が甲土地に設定された抵当権を放棄した後に保証人が保証債務を履行し、債務を消滅させたときは、保証人は、甲土地に設定された抵当権が放棄されていないものとして、その抵当権を行使することができる。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ オ

〔第22問〕（配点：2）

債務不履行による損害賠償に関する次の1から4までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は、〔No.24〕）

1. 債務不履行による損害賠償は、当事者間で別段の合意がされたかどうかにかかわらず、金銭をもってその額を定める。
2. 金銭債務の不履行による損害賠償については、債務者は、その不履行が不可抗力による場合を除き、その責任を免れない。
3. 当事者が債務不履行について損害賠償の額を予定した場合には、裁判所は、実際の損害額を考慮してこれを増額することができるのみであり、これを減額することはできない。
4. 当事者が債務不履行について損害賠償の額を予定した場合であっても、解除権を行使することは妨げられない。

〔第23問〕（配点：2）

債権の消滅原因に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.25〕）

ア．判例によれば、土地の賃借人がその土地上の建物を賃貸している場合において、建物の賃借人は、その土地の賃料について、土地の賃借人の意思に反しても弁済をすることができる。

イ．弁済の目的物が供託されたことによって抵当権が消滅した場合には、その供託をした者は、債権者が供託を受諾する前であっても、供託物を取り戻すことができない。

ウ．相殺の意思表示には、条件を付することができる。

エ．判例によれば、債権者が保証人に対して有する保証契約上の債権を自働債権とする相殺は、保証人が検索の抗弁権を有するときであっても、双方の債務が弁済期にあれば、することができる。

オ．債権者は、債務者の承諾がなければ、その債務を免除することができない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

〔第24問〕（配点：2）

売主の担保責任に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.26〕）

ア．他人の土地の売買において、売主がその土地を取得して買主に移転することができない場合であっても、契約の時に売主がその土地が自己に属しないことを知らなかったときは、売主は、契約の解除をすることができる。

イ．売買の目的物である建物の一部が契約の時に既に滅失していた場合において、買主がその滅失を知らなかったときは、買主は、その滅失していた部分の割合に応じて代金の減額を請求することができる。

ウ．判例によれば、数量を指示してした土地の売買において数量が超過する場合には、売主は、数量が不足する場合の代金の減額に関する民法の規定の類推適用により、代金の増額を請求することができる。

エ．売買の目的物である土地のために存すると称した地役権が存しなかった場合における買主の契約の解除は、買主が事実を知った時から1年以内になければならない。

オ．強制競売の目的物である土地が留置権の目的である場合において、買受人は、そのことを知らず、かつ、そのために買受けをした目的を達することができないときであっても、契約の解除をすることができない。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ オ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第25問】（配点：3）

Aは、Bとの間で、期間を平成22年10月1日から起算して2年とし、賃料を毎月末日に当月分を支払うとの約定で、B所有の甲建物を賃借する旨の契約を締結し、敷金をBに交付して、甲建物の引渡しを受けた。その後、Bが、Aに断りなく、甲建物をCに売却し、その日のうちにCへの所有権移転登記もされた。この場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.27】）

- ア. 甲建物の売却が平成23年10月31日に行われた場合、Cは、Aに対し、平成23年11月1日以降の賃料を請求することができる。
- イ. 甲建物の売却が平成23年10月31日に行われたが、その時点でAの延滞賃料が発生していた場合、Cは、Aに対し、その延滞賃料を請求することができない。
- ウ. 甲建物の売却が平成23年10月31日に行われたが、Aが甲建物について有益費を支出したのがそれ以前の平成23年9月30日であった場合には、平成24年9月30日に期間満了により賃貸借契約が終了した時点でその価格の増加が現存するときであっても、Aは、Cに対し、その有益費の償還を請求することはできない。
- エ. 甲建物の売却が平成23年10月31日に行われた後、平成24年9月30日に期間満了により賃貸借契約が終了した場合、Aは、甲建物をCに明け渡した上で、Cに対し、敷金の返還請求権を行使することができる。
- オ. 平成24年9月30日に期間満了により賃貸借契約が終了した後、Aが甲建物を明け渡す前に甲建物が売却された場合、Aは、甲建物をCに明け渡した上で、Cに対し、敷金の返還請求権を行使することができる。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

【第26問】（配点：2）

委任に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、【No.28】）

- 1. 委任は、受任者からは、やむを得ない事由がなければ解除することができない。
- 2. 受任者は、委任者の請求があるときは、いつでも委任事務の処理の状況を報告しなければならない。
- 3. 委任者が死亡した場合でも、委任者の相続人がこれを受任者に通知せず、かつ、受任者が委任者の死亡を知らなかったときは、委任者の相続人は、委任者の死亡による委任の終了を受任者に対抗することができない。
- 4. 報酬を支払う旨の特約がある場合において、委任が受任者の責めに帰することができない事由によって履行の途中で終了したときは、受任者は、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。
- 5. 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる債務を負担したときは、委任者に対し、自己に代わってその弁済をすることを請求することができる。

【第27問】（配点：2）

寄託に関する次の1から4までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は，[No.29]）

1. 有償の寄託契約において、寄託物を返還する時期について定めがある場合、受寄者は、その期限前であっても、保管料を返還することにより、寄託物を寄託者に返還することができる。
2. 受寄者は、寄託物について権利を主張する第三者から訴えを提起されたときは、遅滞なくその事実を寄託者に通知しなければならない。
3. 有償の寄託契約においても、受寄者が自己の財産に対するのと同じの注意をもって寄託物を保管する義務を負う旨の合意がされた場合には、その合意は有効である。
4. 寄託物の瑕疵によって受寄者に損害が生じた場合、寄託者は、過失なくその瑕疵を知らなかったとき、又は受寄者がこれを知っていたときを除き、その損害を受寄者に賠償しなければならない。

【第28問】（配点：2）

組合に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，[No.30]）

- ア. 組合員は、組合の清算前には、組合財産の分割を求めることはできない。
- イ. 組合契約において、やむを得ない事由があっても任意の脱退を許さない旨を合意した場合、その合意は無効である。
- ウ. 組合契約において、ある組合員が損失を分担しない旨を合意した場合、その組合員は、他の組合員に対し、当該合意の効力を主張することができる。
- エ. 組合解散後に死亡した組合員の相続人は、残余財産分配請求権を相続しない。
- オ. 死亡した組合員の相続人は、残存組合員の全員の意思表示があれば、当該相続人の意思にかかわらず組合員となる。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

【第29問】（配点：2）

役務の提供を目的とする契約に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，[No.31]）

- ア. 雇用契約において期間によって定めた報酬は、その期間を経過した後に、請求することができる。
- イ. 請負契約において、請負人は、具体的な報酬額の定めがなければ、報酬を請求することができない。
- ウ. 委任事務を処理するについて費用を要するときは、委任者は、受任者の請求により、その前払をしなければならない。
- エ. 準委任契約の受任者は、委託事務を履行する前に報酬を請求することができる旨の特約がある場合であっても、委任事務を履行しない限り、委任者に報酬を請求することができない。
- オ. 商人がその営業の範囲内において寄託を受けた場合には、報酬を受けないときであっても、受寄者は、善良な管理者の注意をもって寄託物を保管する義務を負う。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

【第30問】（配点：2）

使用者又は注文者の不法行為責任に関する次の1から4までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものはどれか。（解答欄は，【No.32】）

1. 法人Aの使用するBがその事業の執行について第三者Cに損害を与えた場合において、Aの代表者Dが現実にBの選任監督を担当していなかったときは、Dは、Cに対し、Aに代わって事業を監督する者としての責任を負わない。
2. Aの使用するBが、その外形からみてAの事業の範囲内に属すると認められる行為によって第三者Cに損害を与えた場合であっても、Bの加害行為がBの職務権限内で適法に行われたものでないことをCが知っていたとき、又は知らなかったことについて重大な過失があったときは、Aは、Cに対し、損害賠償の責任を負わない。
3. Aの使用するBがその事業の執行について第三者Cに損害を与えた場合において、その損害を賠償する債務をAがCに対して弁済したときには、AのBに対する求償権は、発生しない。
4. Aとの間で請負契約を締結した請負人Bがその仕事について第三者Cに損害を与えた場合において、注文又は指図についてAに過失があったときは、Aは、Cに対し、注文者として損害賠償の責任を負う。

【第31問】（配点：2）

A男とB女の内縁関係に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，【No.33】）

- ア. AがBに無断で婚姻届を作成して提出した場合、その当時両名に夫婦としての実質的生活関係が存在し、かつ、後にBが届出の事実を知ってこれを追認したときは、その婚姻は、追認により届出の当初にさかのぼって有効となる。
- イ. Aが内縁関係を正当な理由なく一方的に破棄した場合、Bは、Aに対し、債務不履行を理由として損害賠償を請求することができるが、不法行為を理由として損害賠償を請求することはできない。
- ウ. Bが内縁継続中に病気療養のためAと別居している場合において、その間にBが支出した医療費は、婚姻から生ずる費用に準じてAが分担する。
- エ. 内縁成立の日から200日を経過した後又は内縁解消の日から300日以内にBが分娩した子のAに対する認知の訴えにおいては、その子はAの子と推定されない。
- オ. Bは、Aが死亡したときの相続について、Aと他の女性との間の子であるCに対し、Aの配偶者に準ずる相続分を主張することができる。
1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

〔第32問〕（配点：2）

実親子関係に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.34〕）

- ア. 再婚禁止期間内に再婚をした女性が出産した場合において、嫡出の推定に関する民法の規定によりその子の父を定めることができないときは、父を定めることを目的とする訴えにより、裁判所がこれを定める。
- イ. 嫡出否認の訴えは、子が出生した時から1年を経過すると提起することができない。
- ウ. 判例によれば、母の夫が服役していた間に母が懐胎したことが明らかな子は夫の子と推定されないから、母も嫡出否認の訴えを提起することができる。
- エ. 父は、死亡した子でも、その直系卑属があるときに限り、認知することができるが、その直系卑属が成年者であるときは、その承諾を得なければならない。
- オ. 戸籍法の定めるところにより認知の届出がされた場合であっても、子その他の利害関係人は、認知が真実に反することを理由として認知無効の訴えを提起することができる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

〔第33問〕（配点：2）

後見人に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.35〕）

- ア. 未成年者Aに対し最後に親権を行う者が遺言で未成年者BをAの未成年後見人に指定した場合、Bは未成年であってもAの未成年後見人となる。
- イ. 成年後見人が選任されている場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、請求により又は職権で、更に成年後見人を選任することができる。
- ウ. 成年後見人は、正当な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得ずにその任務を辞することができる。
- エ. 未成年後見人は、未成年被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について未成年被後見人を代表するが、未成年被後見人の行為を目的とする債務を生ずべき場合には、未成年被後見人の同意を得なければならない。
- オ. 成年後見人の配偶者は成年後見監督人となることはできないが、成年後見人の父は成年後見監督人となることができる。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ オ

〔第34問〕（配点：2）

AB夫婦の間に子CDがいる場合において、相続に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.36〕）

- ア. 判例によれば、Aの死亡後、遺産の分割前に、Cが、Aの遺産に含まれる特定の土地の持分4分の1を第三者Eに売り渡したときは、Dは、その価額及び費用を償還して、Eから当該持分を取り戻すことができる。
- イ. Aが死亡した場合、Aが所有していた墳墓の所有権は、Aの指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者がCであるときは、Cが承継する。
- ウ. ABが同時に死亡したが、Aがその財産の全部を第三者Fに遺贈したときは、Cは、Fに対し、Aの財産の8分の1に相当する額の限度で、遺贈の減殺を請求することができる。
- エ. ABの死亡後Cが死亡したが、Cには内縁の妻GがいてCの療養看護に努めたときは、家庭裁判所は、Gの請求により、Cの遺産の全部又は一部をGに与えることができる。
- オ. Dには妻Hがあり、Hは、Dとの婚姻後ABと養子縁組をし、その後に死亡したが、Hには、第三者Iとの間に子Jがあり、Jが出生したのがDHの婚姻の前である場合、Hの死亡後にAが死亡したときは、Aの相続人は、B、C及びDである。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

〔第35問〕（配点：2）

相続の承認及び放棄に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.37〕）

- ア. 相続の放棄をした者は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内であっても、これを撤回することはできない。
- イ. 唯一の相続人が単純承認をした場合、相続人が被相続人に対して有していた貸金債権は、その債権が第三者の権利の目的である場合を除き、混同により消滅する。
- ウ. 相続人が、自己のために相続が開始した事実を知りながら、限定承認又は相続放棄をする前に相続財産の全部又は一部を処分した場合、当該処分が保存行為に該当するときであっても、単純承認をしたものとみなされる。
- エ. 相続の放棄をした者は、その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、善良な管理者の注意をもって、その財産の管理を継続しなければならない。
- オ. 限定承認者は、限定承認に関する民法の規定に従って各相続債権者に弁済をした後でなければ、受遺者に弁済をすることができない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

〔第36問〕（配点：2）

遺留分に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、〔No.38〕、〔No.39〕 順不同）

- 1. 贈与の減殺を請求された受贈者は、その返還すべき財産から生じた果実は返還することを要しない。
- 2. 不相当な対価をもってした建物の売買契約で、当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知ってしたものについて遺留分権利者がその減殺を請求するときは、遺留分権利者は、相手方に対し、その対価を償還する必要はない。
- 3. 相続の開始後における遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可を得なければ効力を生じない。
- 4. 遺贈は、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときを除き、その目的の価額の割合に応じて減殺し、贈与は、後の贈与から順次前の贈与に対して減殺する。
- 5. 共同相続人の一人が遺留分を放棄しても、他の共同相続人の遺留分に影響を及ぼさない。

【第37問】（配点：2）

株式会社の募集設立に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.40]）

ア．設立時募集株式の数を超える数の引受けの申込みがあった場合には、発起人は、各申込者に対し、申込みに係る株式の数の割合に応じて、設立時募集株式を割り当てなければならない。

イ．発起人は、払込みの取扱いをした銀行に対し、設立時募集株式のみならず、発起人が引き受けた設立時発行株式についても、払い込まれた金額に相当する金銭の保管に関する証明書の交付を請求することができる。

ウ．設立の廃止については、創立総会の招集に際して創立総会の目的である事項として定められていなくても、創立総会において、決議をすることができる。

エ．公証人による定款の認証を受けた後に、創立総会の決議により定款を変更した場合には、改めて公証人の認証を受ける必要はない。

オ．株式会社は、定款又は創立総会の決議により定められた設立の効力発生日に成立する。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

【第38問】（配点：2）

株式会社の譲渡制限株式に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.41]）

ア．会社が、定款を変更して、その発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について会社の承認を要する旨の定款の定めを設ける場合には、総株主の同意を得なければならない。

イ．会社は、その発行する一部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について会社の承認を要する旨の定款の定めを設けることはできない。

ウ．譲渡制限株式の株主が死亡した場合には、その相続人は、当該譲渡制限株式の取得について会社の承認を得ない限り、会社に対し、株主の地位を主張することはできない。

エ．判例の趣旨によれば、取締役会設置会社の唯一の株主がその保有する譲渡制限株式を他に譲渡した場合には、取締役会の決議による承認がないときであっても、その譲渡は、当事者間だけでなく、会社に対する関係においても、有効である。

オ．取締役会設置会社は、定款の定めにより、譲渡による株式の取得についての承認の決定を株主総会の決議によるものとするすることができる。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

【第39問】（配点：2）

会社法の禁止する株主の権利の行使に関する利益の供与についての次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.42]）

- ア. 判例によれば、会社から見て好ましくない株主が議決権を行使することを回避する目的で、会社が、自己の計算において、第三者に対してその株主から株式を譲り受けるための対価を供与した場合には、株主の権利の行使に関する利益の供与に該当する。
- イ. 会社が、自己の計算において、特定の株主に対して無償で財産上の利益の供与をした場合には、その会社は、株主の権利の行使に関する利益の供与をしたものと推定される。
- ウ. 株主が、自己の計算において、株主総会における議決権の行使に関し、他の株主に対して財産上の利益の供与をした場合には、株主の権利の行使に関する利益の供与に該当する。
- エ. 取締役が株主の権利の行使に関する利益の供与をした場合には、その利益の供与をすることに関与した他の取締役は、その職務を行うについて注意を怠ったかどうかにかかわらず、会社に対し、供与した利益の価額に相当する額を支払う義務を負う。
- オ. 会社から株主の権利の行使に関する利益の供与を受けた者が取締役、会計参与、監査役、執行役員又は会計監査人でない場合には、その者に対してその利益の返還を求める株主代表訴訟は、提起することができない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

【第40問】（配点：2）

社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。なお、各記述において、振替口座簿は、電磁的記録をもって作成されているものとする。（解答欄は、[No.43]）

- ア. 振替株式に係る株主名簿の名義書換は、振替機関から会社に対し総株主通知がされた場合には行われるが、振替機関から会社に対し個別株主通知がされた場合には行われない。
- イ. 振替株式の譲渡は、当事者の意思表示のみによってその効力を生ずるが、振替の申請により、振替口座簿中の譲受人の口座における保有欄にその譲渡に係る数の増加の記録がされなければ、会社に対抗することができない。
- ウ. 振替口座簿中の譲渡人の口座における保有欄に、譲渡人が有する振替株式の数を超過する振替株式の数が誤って記録されていた場合でも、譲受人が譲渡人からその記録に係る全ての振替株式を譲り受ける旨の合意をし、かつ、振替の申請により、譲受人の口座における保有欄にその譲渡に係る数の増加の記録がされたときは、譲受人は、悪意又は重大な過失があるときを除き、その増加の記録に係る権利を取得する。
- エ. 振替株式の質入れがあった場合には、総株主通知の際に、その振替株式の質入れの事実を会社に知らせないようにすることはできない。
- オ. 振替株式を発行した会社は、正当な理由があるときは、振替機関に対し、所定の費用を支払って、その備える振替口座簿中の加入者の口座に記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ オ

〔第41問〕（配点：2）

株主総会における株主の議決権に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.44〕）

ア．株主総会の招集の通知は、その株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主に対しては、することを要しない。

イ．株主は、議決権行使書面によって議決権を行使した場合には、その議決権行使に係る議題について株主総会に出席することができない。

ウ．株主は、その有する議決権を統一しないで行使することはできない。

エ．株主総会の決議について特別の利害関係を有する株主は、その決議において、議決権を行使することができない。

オ．株主は、株主総会の議案に賛成する議決権を行使した場合でも、その議案に係る株主総会の決議の取消しの訴えを提起することができる。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ オ

〔第42問〕（配点：2）

株主総会の招集及び株主提案権に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.45〕）

ア．株主が取締役に対し適法に株主総会の招集を請求したにもかかわらず、遅滞なく招集の手続が行われない場合には、その株主は、裁判所の許可を得て、自ら株主総会を招集することができる。

イ．会社法上の公開会社は、株主が取締役に対し一定の事項を株主総会の議題とすることを請求するためには、その請求は株主総会の日の3か月前までにしなければならない旨を定款で定めることができる。

ウ．取締役の選任に関する議案に限り株主総会において議決権を行使することができる旨の定款の定めがある議決権制限株式の株主は、取締役に対し、剰余金の配当を株主総会の議題とすることを請求することができない。

エ．特定の議案につき株主総会において会社法所定の議決権の割合以上の賛成を得られなかった場合には、その日から5年を経過しない限り、株主は、株主総会において、その議案と実質的に同一の議案を提出することができない。

オ．会社は、総株主の議決権の100分の1以上の議決権を有する株主の同意がある場合に限り、株主総会に係る招集の手続及び決議の方法を調査させるため、その株主総会に先立ち、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第43問】（配点：2）

取締役会設置会社の機関に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.46]）

- ア． 取締役を選任する株主総会の決議の定足数は、定款の定めにより、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1とすることができる。
- イ． 監査役が3人いる場合には、そのうちの2人の同意により、職務を怠った会計監査人を解任することができる。
- ウ． 判例によれば、代表取締役の解職に関する取締役会の決議について、その代表取締役は、議決に加わることができない。
- エ． 取締役会の決議は、定款の定めにより、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の3分の2以上に当たる多数をもって行うこととすることができる。
- オ． 会社は、定款の定めにより、会計参与を取締役会の決議によって選任するものとするができる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第44問】（配点：2）

取締役会設置会社（委員会設置会社を除く。）の取締役が行った取引に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.47]）

- ア． 取締役Aが会社の代表取締役としてBと取引を行った場合において、Aを代表取締役に選定した取締役会の決議が無効であったときは、Aが代表権を有しないことをBが知らなかったとしても、その取引の効力は、会社には及ばない。
- イ． 会社から副社長の名称を付された代表権を有しない取締役Cが副社長の名称を使用してDと取引を行った場合において、Cが代表権を有しないことを知らなかったことについてDに重大な過失があるときは、その取引の効力は、会社には及ばない。
- ウ． 代表取締役が、会社を代表して、取締役会の決議を経ないで、会社の重要な財産であるEに対する金銭債権をFに譲渡した場合において、Fが取締役会の決議を経ないことを知っていたときは、Eは、Fに対し、その債権譲渡の無効を主張することができる。
- エ． 代表取締役GがHに対して負担する債務について、Gが、会社を代表して、取締役会の承認を受けないで、その債務を引き受けた場合において、Hが取締役会の承認を受けていないことを知っていたときは、その債務引受けの効力は、会社には及ばない。
- オ． 代表取締役Iが、自己の個人的利益を図る目的で、会社を代表してJから金銭を借り入れた場合において、JがIの真意を知り得べきであったときは、その借入れの効力は、会社には及ばない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第45問】（配点：2）

取締役の善管注意義務違反の有無については、取締役の意思決定の過程及び内容に著しい不合理がないかどうかという観点から判断されるべきであり、そのような著しい不合理がなければ取締役の善管注意義務違反はないとすべきであるとの見解がある。次の1から5までの各記述のうち、この見解と整合しないものはどれか。（解答欄は、[No.48]）

1. 企業経営には一定のリスクが伴うので、取締役の経営判断に対して事後的又は結果論的な評価をすることにより、取締役を萎縮させるべきではない。
2. 取締役の経営判断は、経営の専門家によるものであるから、尊重されるべきである。
3. 株主は、株主総会において選任した取締役に会社の経営を委ね、取締役は、これを引き受けたのであるから、取締役の経営判断の失敗については、取締役が責任を負うべきである。
4. 取締役が経営判断を行うに当たり弁護士の意見を聴取することは、取締役の意思決定の過程の合理性を裏付ける一要素となり得る。
5. 取締役に善管注意義務違反の責任を余りに広く課すと、取締役となろうとする者がいなくなるという懸念がある。

【第46問】（配点：2）

監査役会設置会社における監査役及び監査役会に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.49]）

- ア. 監査役会は、監査の方針を決定する。
- イ. 監査役が株主総会の決議の取消しの訴えを提起するには、監査役会の同意を得る必要はない。
- ウ. 取締役が監査役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役会の同意を得なければならない。
- エ. 株主代表訴訟において、会社が被告である取締役を補助するためその訴訟に参加するには、監査役会の同意を得なければならない。
- オ. 監査役が子会社の業務及び財産の状況を調査するには、監査役会の同意を得なければならない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

【第47問】（配点：2）

株式会社の資本金の額に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.50]）

- ア. 会社を設立する際に作成すべき定款には、資本金の額を記載し、又は記録しなければならない。
- イ. 会社が資本金の額を減少する場合には、それと同時に株式の発行が行われることにより、その資本金の額の減少の効力が生ずる日後の資本金の額がその日前の資本金の額を下回らないときであっても、その会社の債権者は、その資本金の額の減少について異議を述べることができる。
- ウ. 取締役会設置会社が資本金の額を減少する場合において、減少する資本金の額の全部を準備金とするときは、その資本金の額の減少については、株主総会決議を要せず、取締役会決議によってこれを行うことができる。
- エ. 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある会社の監査役は、資本金の額の減少の無効の訴えを提起することができない。
- オ. 会社が資本金の額を減少したときは、その会社は、その本店の所在地のみならず、その支店の所在地においても、変更の登記をしなければならない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第48問】（配点：2）

持分会社に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.51]）

- ア． 合同会社を設立しようとする場合において、定款で定めた社員の出資の目的が金銭以外の財産であるときは、社員になろうとする者は、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをしなければならない。
- イ． 合同会社の業務を執行するに当たって不正の行為をした社員は、他の社員の全員の同意によって除名することができる。
- ウ． 合名会社の社員が会社の債務を弁済する責任を負う場合には、その社員は、会社が主張することができる抗弁をもって会社の債権者に対抗することができる。
- エ． 合資会社は、社員が1人となったときは、解散する。
- オ． 合名会社は、定款で定めた解散の事由の発生によって解散したときは、総社員の同意によって、会社の財産の処分の方法を定め、清算人を置かないで清算をすることができる。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ オ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第49問】（配点：2）

株式会社を各当事会社とする吸収合併に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.52]）

- ア． 存続会社は、その親会社の株式を消滅会社の株主に対して合併対価として交付することはできない。
- イ． 存続会社は、消滅会社の自己株式については、合併対価が金銭であっても、合併対価を割り当てることはできない。
- ウ． 消滅会社が会社法上の公開会社である場合には、存続会社は、消滅会社の株主に対し、合併対価として存続会社の譲渡制限株式を交付することはできない。
- エ． 存続会社は、消滅会社の新株予約権の新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代えて存続会社の株式を交付することができる。
- オ． 消滅会社の反対株主は、合併対価として交付を受ける株式の価額が各当事会社の財産の状況その他の事情に照らして相当である場合でも、株式買取請求権を行使することができる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第50問】（配点：2）

監査役会設置会社である甲株式会社（以下「甲社」という。）の取締役Aが甲社に損害を与えたとして、株主Bが、甲社に対し、Aの責任を追及する訴えの提起を請求した場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.53]）

ア. 甲社が会社法上の公開会社でない場合には、Aの責任を追及する訴えの提起の請求を受ける際に甲社を代表する者は、代表取締役である。

イ. 甲社が提起するAの責任を追及する訴えは、甲社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

ウ. 甲社が会社法上の公開会社である場合において、甲社がAの責任を追及する訴えを提起したときは、甲社は、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、株主に通知しなければならない。

エ. Bが、甲社のために、Aの責任を追及する訴えを提起した場合において、その訴訟の係属中に、甲社の株式移転によりBが甲社の株主でなくなったときでも、Bがその株式移転により甲社の完全親会社の株主となったときは、Bは、原告適格を失わない。

オ. Bが甲社のために提起したAの責任を追及する訴えに係る請求を認容する確定判決の効力は、甲社に対しても及ぶが、その請求を棄却する確定判決の効力は、甲社には及ばない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第51問】（配点：2）

商業登記に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.54]）

ア. 株式会社の代表取締役の就任は、その登記の前でも、悪意の第三者に対抗することができる。

イ. 株式会社の支配人の退任による代理権の消滅は、その登記の後でも、第三者が正当な事由によってその登記があることを知らなかったときは、その第三者に対抗することができない。

ウ. 判例の趣旨によれば、株式会社の代表取締役は、その登記の後でなければ、民事訴訟における当事者である株式会社を代表する権限を有する者とはならない。

エ. 判例の趣旨によれば、個人商人が支配人を選任した場合には、その登記の前でも、その支配人と取引をした第三者は、その個人商人に支配人の選任を対抗することができる。

オ. 個人商人は、その商号を定めたときは、その登記をしなければならない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

〔第52問〕（配点：2）

商行為に関する規定の適用についての次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.55]）

ア．判例の趣旨によれば、会社の行為は、商行為と推定され、これを争う者において、その行為がその会社の事業のためにするものでないことの主張立証責任を負う。

イ．商行為の委任による代理の場合であっても、代理権は、本人の死亡によって消滅する。

ウ．商人が平常取引をする者からその営業の部類に属する契約の申込みを受けた場合において、遅滞なく諾否の通知を発することを怠ったときは、その商人は、その契約の申込みを承諾したものとみなされる。

エ．判例の趣旨によれば、商行為によって生じた債務の不履行による損害賠償債務についての法定利率は、年5分である。

オ．判例の趣旨によれば、会社法第423条第1項に基づく株式会社の取締役に対する損害賠償請求権は、商行為によって生じた債権に当たり、その消滅時効期間は、5年である。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

（参照条文）会社法

第423条 取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人（以下この節において「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2, 3 （略）

〔第53問〕（配点：2）

陸上における物品の運送契約に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。なお、各記述に係る事項について運送契約上別段の定めはなく、また、運送契約に関して貨物引換証は発行されていないものとする。（解答欄は、[No.56]）

ア．運送品の滅失、毀損又は延着の場合における運送契約の債務不履行に基づく運送人の損害賠償責任の消滅時効期間は、運送人に悪意があるときを除き、1年である。

イ．高価品について運送契約が締結される際に、高価品の種類及び価額の明告がされなかった場合には、運送契約の債務不履行による損害賠償の額は、運送品が高価品でなかったときに生ずるであろう損害の額が上限となる。

ウ．運送人に対して運送契約によって生ずる権利を有するのは荷送人であって、荷受人が運送契約によって生ずる権利を取得することはない。

エ．判例によれば、運送人の故意又は過失により運送品が滅失し、荷送人に損害が生じた場合には、荷送人は、運送人に対し、運送契約に基づく債務不履行責任のみを追及することができ、不法行為責任を追及することはできない。

オ．運送人の過失（重大な過失を除く。）によって運送品の全部が滅失した場合には、運送契約の債務不履行による損害賠償の額は、運送品の引渡しがあるべき日における到達地での運送品の価格によって定まる。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第54問】（配点：2）

手形上の記載からは、約束手形の振出しが法人のためにされたものであるとも、代表者個人のためにされたものであるとも解し得る場合には、手形所持人は、法人及び代表者個人のいずれに対しても手形金の請求をすることができるとの見解がある。次のアからオまでの各記述のうち、この見解と整合しないものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.57】）

ア．法人の代表者が法人のために手形行為をする場合の代表機関としての表示は、法人のためにされたものであることを認識し得る程度に手形上記載すれば足りる。

イ．手形上の記載を解釈するに当たっては、一般の社会通念に従ってその記載の趣旨を合理的に判断すべきである。

ウ．手形上、法人名と個人名とが併記されている場合には、法人の代表者である旨の記載がなくても、法人の代表者が法人のために手形行為をする場合の代表機関としての表示と解釈すべきである。

エ．この手形金の請求を受けた者は、その振出しが真実いずれの趣旨でされたかを知っていた直接の相手方に対し、その旨の人的抗弁を主張することができる。

オ．手形上の記載を解釈するに当たっては、手形外の証拠もしんしゃくすることができる。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

【第55問】（配点：2）

小売商Aと卸売商Bは、Aを買主とし、Bを売主とする衣料品の売買契約（以下「本件売買契約」という。）を締結し、その売買代金債務（以下「本件原因債務」という。）の支払を目的として、Aは、Bを受取人とする確定日払の約束手形（以下「本件手形」という。）を振り出した。Bは、本件手形を誰にも譲渡していない。

この取引におけるA・B間の法律関係に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.58】）

ア．Bが、本件売買契約に基づく衣料品の納入に係る債務を履行しないまま、支払呈示期間内に本件手形の支払呈示をした場合でも、Aは、手形金の支払を拒むことはできない。

イ．判例によれば、本件手形の振出し後に本件原因債務が時効により消滅した場合には、Aは、これを抗弁として、Bに対し、手形金の支払を拒むことができる。

ウ．Bが支払呈示期間内に本件手形の支払呈示をすることを怠っても、BのAに対する本件手形上の権利は、消滅しない。

エ．火災によりBが本件手形を焼失した場合には、Bは、Aに対し、手形金の支払を求めることはできない。

オ．AとBが、本件手形の振出しの際、本件原因債務を消滅させ、本件手形上の権利だけを残すことを合意していた場合において、本件手形上の権利が時効により消滅したときは、Bは、Aに対し、利得償還請求権を取得しない。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

〔第56問〕（配点：2）

大阪市に居住するXが、東京都千代田区に居住するYに対し、貸金100万円の返還を求める訴えを提起した。この場合における訴訟の移送に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、〔No.59〕）

1. Xがこの訴えを東京簡易裁判所に提起した場合には、東京簡易裁判所は、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟を東京地方裁判所に移送することができる。
2. Xがこの訴えを大阪簡易裁判所に提起した後、Yから訴訟を東京簡易裁判所に移送する旨の申立てがあり、Xが移送に同意した場合であっても、大阪簡易裁判所は、移送により著しく訴訟手続を遅滞させることとなるときは、訴訟を東京簡易裁判所に移送しないことができる。
3. Xがこの訴えを大阪簡易裁判所に提起し、同裁判所が、Yの申立てにより、合意された管轄裁判所である名古屋簡易裁判所に訴訟を移送し、この移送の裁判が確定した場合であっても、名古屋簡易裁判所は、Xの申立てにより、この管轄の合意が無効であることを理由に、訴訟を大阪簡易裁判所に移送することができる。
4. この訴訟の管轄を東京地方裁判所とする旨の合意がないにもかかわらず、Xがこの訴えを同裁判所に提起した場合であっても、東京地方裁判所は、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟について自ら審理及び裁判をすることができる。
5. この訴訟の管轄を東京簡易裁判所の専属管轄とする旨の合意があるにもかかわらず、Xがこの訴えを東京地方裁判所に提起した場合には、東京地方裁判所は、相当と認めるときは、Yの移送の申立てにより、訴訟について自ら審理及び裁判をすることができる。

〔第57問〕（配点：2）

訴訟能力に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、〔No.60〕）

1. 成年被後見人が自らした訴訟行為は、取り消すことができる。
2. 婚姻している未成年者は、自ら訴訟行為をすることができる。
3. 未成年者は、人事訴訟においては、意思能力を有する限り、自ら訴訟行為をすることができる。
4. 被保佐人が相手方の提起した訴えにおいて請求原因事実を認める旨の陳述をするには、保佐人の同意を要しない。
5. 家庭裁判所は、被補助人が訴訟行為をするには補助人の同意を要する旨の審判をすることができる。

〔第58問〕（配点：2）

訴訟承継に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、〔No.61〕、〔No.62〕 順不同）

1. 貸金返還請求訴訟の係属中に、当事者が死亡したときは、その者の相続人は、相続の放棄をしない限り、当事者となる。
2. 貸金返還請求訴訟の係属中に、訴訟物とされている貸金債権を譲り受けた者は、参加承継の申立てをして訴訟を承継する義務を負う。
3. 貸金返還請求訴訟の係属中に、訴訟物とされている貸金債権を譲り受けた者が適法に参加承継をしたときは、その参加は、訴訟の係属の初めにさかのぼって時効の中断の効力を生ずる。
4. 貸金返還請求訴訟の係属中に、訴訟物とされている貸金債権を譲り受けた者が適法に参加承継をしたときは、参加前の原告は、相手方の承諾を得ることなく訴訟から脱退する。
5. 貸金返還請求訴訟の係属中に、訴訟物とされている貸金債権に係る債務を第三者が引き受けたときは、原告は、当該第三者に対して、訴訟引受けの申立てをすることができる。

【第59問】（配点：2）

株式会社が訴訟の当事者である場合に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は，[No.63]）

1. 株式会社がその事業を停止し、その事務所又は営業所が存在しなくなったときは、当該株式会社の普通裁判籍は、代表者その他の主たる業務担当者の住所により定まる。
2. 株式会社に代表者がいない場合において、当該株式会社に対し訴えを提起しようとする者は、遅滞のため損害を受けるおそれがあることを疎明して、特別代理人の選任を申し立てることができる。
3. 株式会社に對する送達は、その訴訟において会社を代表すべき者の住所においてしなければ、その効力を有しない。
4. 株式会社を訴訟において代表している代表取締役を尋問するには、当事者本人の尋問の手続によらなければならない。
5. 判決書には、株式会社の代表者を記載しなければならない。

【第60問】（配点：2）

訴訟代理人（訴訟委任に基づく訴訟代理人に限る。以下同じ。）に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は，[No.64]）

1. 訴訟代理人の権限は、書面で証明しなければならない。
2. 解任による訴訟代理権の消滅は、本人又は解任された訴訟代理人から相手方に通知しなければ、その効力を生じない。
3. 当事者が死亡しても、訴訟代理人の訴訟代理権は消滅しない。
4. 当事者に複数の訴訟代理人がいる場合には、各訴訟代理人は、単独で訴訟行為をすることができない。
5. 訴訟代理人の代理権の存否に疑義が生じたときは、裁判所は、職権で調査をしなければならない。

【第61問】（配点：2）

送達に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は，[No.65]）

1. 訴状の当事者欄に記載された被告の住所に送達を受けるべき場所と記されていた場合には、送達場所の届出としての効力が生ずる。
2. 送達場所において、送達を受けるべき者が正当な理由なく送達書類の受領を拒否したときは、書類を差し置くことができる。
3. 判例の趣旨によれば、妻が夫に無断で夫を連帯保証人として銀行から借入れをし、銀行が夫に対し保証債務履行請求訴訟を提起した場合において、訴状を夫の住所地で送達するときは、同居中の妻がこれを受領しても、補充送達として有効である。
4. 書留郵便に付する送達がされたときは、書類の発送の時に、送達があったものとみなされる。
5. 反訴状の送達は、本訴の期日に出頭した原告に対しては、裁判所書記官が自らすることができる。

【第62問】（配点：2）

次のアからオまでの各記述のうち、訴訟手続が中断しない場合の組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。ただし、いずれの場合も当事者に訴訟委任に基づく訴訟代理人はないものとする。（解答欄は、[No.66]）

ア．当事者である破産管財人が解任された場合

イ．当事者が支配人によって訴訟進行している場合において、当該支配人が辞任したとき

ウ．当事者が法人でない社団であって代表者の定めがある場合において、当該代表者が辞任したとき

エ．被告が訴訟上の特別代理人によって訴訟進行している場合において、当該特別代理人が改任されたとき

オ．複数の選定当事者のうちの一人が死亡した場合

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第63問】（配点：2）

Xは、甲土地を前所有者であるAから買い受けたところ、Yが同土地を占有しているとして、Yに対し、所有権に基づく甲土地の明渡しを求める訴えを提起した。

これに対し、Yが次のアからオまでの各主張をした場合において、その主張がXの請求原因に対する抗弁を含まないものの組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.67]）

ア．Xが甲土地をAから買い受けたことはなく、甲土地は、現在もAが所有している。

イ．Xは、甲土地をAから買い受けた後、Bに売り渡した。

ウ．Xは、甲土地をAから買い受けたが、Yも、甲土地をAから買い受けた上で自らに対する所有権移転登記を経由した。

エ．Yの占有は、Xが甲土地を買い受ける前から、同土地をAから無償で借り受けていることに基づく。

オ．Yの占有は、Xが甲土地を買い受けた後、同土地をXから賃借していることに基づく。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第64問】（配点：2）

口頭弁論の終結に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.68]）

ア．終結した口頭弁論を再開した場合には、裁判官が代わっていない場合であっても、弁論の更新の手續を要する。

イ．訴えを不適法であるとして却下する判決をする場合には、口頭弁論を経たときであっても、口頭弁論を終結する必要はない。

ウ．口頭弁論の終結後においてする和解の期日に、口頭弁論終結時の裁判官以外の裁判官が関与することは許される。

エ．第一審の口頭弁論の終結後に当事者から書証として提出された文書は、第一審判決の資料とすることはできないが、控訴審において第一審の口頭弁論の結果が陳述された場合には、訴訟記録につづられていれば、当該文書も証拠として控訴審における判決の資料となる。

オ．反訴を提起することができるのは、本訴の事実審の口頭弁論の終結に至るまでである。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第65問】（配点：2）

準備書面に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.69]，[No.70] 順不同）

1. 準備書面は、記載した事項につき相手方が準備するのに必要な期間において、裁判所を通じて相手方に送達しなければならない。
2. 相手方が口頭弁論期日に出頭した場合には、準備書面に記載のない事項でも陳述することができる。
3. 準備書面は、裁判所に提出されただけでは、判決の基礎とすることができない。
4. 口頭弁論は、簡易裁判所においても、書面で準備しなければならない。
5. 当事者は、裁判長が定めた期間内に提出しなかった準備書面を、口頭弁論期日において陳述することができない。

【第66問】（配点：2）

職権証拠調べの可否に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、[No.71]）

1. 裁判所は、管轄の原因事実について、職権で、証拠調べをすることができる。
2. 裁判所は、当事者が訴訟において引用した文書を自ら所持するときは、証拠調べのため、職権で、その提出を命ずることができる。
3. 裁判所は、訴訟の係属中、職権で、証拠保全をすることができる。
4. 裁判所は、検証をするに当たり、職権で、鑑定を命ずることができる。
5. 裁判所は、人事訴訟においては、職権で、証拠調べをすることができる。

【第67問】（配点：2）

民事訴訟における宣誓又は証言若しくは陳述の拒絶に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、[No.72]）

1. 少額訴訟においては、証人の尋問は、宣誓をさせないですることができる。
2. 鑑定人は、宣誓をしなければならない。
3. 16歳未満の者を証人として尋問する場合には、宣誓をさせることができない。
4. 証人は、証人自身が刑事訴追を受けるおそれがある事項について、証言を拒絶することができる。
5. 当事者本人を尋問する場合において、その当事者が、正当な理由なく陳述を拒んだときは、罰金又は過料の制裁を受ける。

【第68問】（配点：2）

私文書の成立に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。なお、各記述におけるAはいずれも被告であり、かつ、私人であるとする。（解答欄は、[No.73]）

ア． A名義で事件の経過を記載した報告書は、Aの意思に基づいて作成されたことが認められれば、その内容が真実であると推定される。

イ． 作成者をAとして提出されたが、Aの署名も押印もない文書につき、裁判所は、他の証拠を併せて考慮することにより、その文書がAの意思に基づいて作成されたと認定することができる。

ウ． 作成者をAとして提出された借用証書につき、Aが借主欄に署名したことは認められるが、署名後に金額欄の記載が改ざんされたとAが主張する場合には、当該借用証書は、真正に成立したものと推定されない。

エ． 判例の趣旨によれば、Aの氏名が記された印影が私文書中に顕出されている場合には、その文書は、Aを作成者として真正に成立したものと推定される。

オ． 作成者をAとして提出された文書にAの署名がある場合には、押印がないときであっても、その文書は、真正に成立したものと推定される。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第69問】（配点：2）

処分権主義に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.74]）

ア． 訴訟物が特定されない訴状は、裁判長の命令にもかかわらず原告がその不備を補正しないときは、裁判長の命令により却下される。

イ． 原告が給付判決を求めている場合において、訴訟物とされている請求権の履行期が到来していないことが明らかになったときは、裁判所は、当該請求権の存在を確認する判決をすることができる。

ウ． 家屋明渡請求訴訟において、留置権の抗弁が認められるときは、裁判所は、当該留置権により担保される債権の弁済を受けることと引換えに家屋の引渡しを命ずる。

エ． 債務の全額である100万円についての不存在確認を求める訴訟において、裁判所は、当該債務の一部である10万円の債務が存在すると認めるときは、100万円のうち10万円を超える債務の不存在を確認し、その余の請求を棄却する。

オ． 共有物分割の訴えにおいて、原告が分割の方法として共有物の現物を分割することを求めているときは、裁判所は、当該共有物を競売してその売得金で分割する内容の判決をすることができない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第70問】（配点：2）

確定判決の既判力に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は，[No.75]，[No.76] 順不同）

1. 貸金返還請求訴訟において、被告がその債務につき消滅時効が完成していたのに援用の意思表示をしないまま口頭弁論が終結し、請求認容判決が確定した場合であっても、被告は、その後にした時効の援用の効果を請求異議の事由として主張することができる。
2. 貸金返還請求訴訟において、被告が原告に対する反対債権を有し相殺適状にあったのに相殺の意思表示をしないまま口頭弁論が終結し、請求認容判決が確定した場合であっても、被告は、その後にした相殺の意思表示の効果を請求異議の事由として主張することができる。
3. 売買による所有権の取得を請求原因として買主が提起した所有権確認訴訟において、売主である被告が詐欺を理由として当該売買契約の取消しをすることができたのにこれをしないまま口頭弁論が終結し、請求認容判決が確定した場合であっても、被告は、自己の所有権の確認を求める後訴において当該売買契約の取消しを主張して買主の所有権の取得を争うことができる。
4. 土地の賃貸人から提起された建物収去土地明渡請求訴訟において、賃借人である被告が建物買取請求権を行使しないまま口頭弁論が終結し、請求認容判決が確定した場合であっても、被告は、その後にした建物買取請求権の行使の効果を請求異議の事由として主張することができる。
5. 将来の賃料相当額の損害金請求を認容する判決が確定した場合であっても、その後、土地価格の昂騰等の事情によって当該判決の認容額が不相当となったときは、原告は、後訴により、当該認容額と適正賃料額との差額に相当する損害金の支払を求めることができる。

【第71問】（配点：2）

仮執行宣言に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は，[No.77]，[No.78] 順不同）

1. 財産上の請求に関する判決であって手形又は小切手による金銭の支払及びそれに附帯する法定利率による損害賠償の請求に関するもの以外のものについては、裁判所は、当事者の申立てがなければ、仮執行宣言をすることができない。
2. 裁判所は、判決に仮執行宣言を付すときは、申立てにより又は職権で、担保を立てて仮執行を免れることができることを宣言することができる。
3. 仮執行宣言は、本案判決を変更する判決の言渡しにより、仮執行宣言を取り消す裁判をしなくとも、変更の限度においてその効力を失う。
4. 判例の趣旨によれば、貸金返還請求訴訟において、債権者が、仮執行宣言付きの第一審判決に基づく強制執行によって弁済を受けた場合には、控訴裁判所は、その弁済の事実をしん酌して第一審判決を取り消し、請求を棄却すべきである。
5. 控訴裁判所は、第一審判決について不服の申立てがない部分に限り、当事者の申立てにより、決定で、仮執行宣言をすることができる。

〔第72問〕（配点：2）

訴訟上の和解に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを2個選びなさい。（解答欄は，[No.79]，[No.80] 順不同）

1. 訴訟上の和解をするためには訴訟が適法に係属していることが必要であるから、重複する訴えの場合には、前訴が取り下げられない限り、後訴において訴訟上の和解をすることはできない。
2. 訴訟上の和解には、当事者以外の第三者も加わることができるが、そのためには訴訟参加の手続を経ることを要する。
3. 成立した訴訟上の和解について当事者の一方が錯誤無効を主張して和解の効力を争うためには、和解が無効であることの確認を求める別訴を提起しなければならない。
4. 裁判所は、訴訟の係属後であれば、第1回口頭弁論期日前であっても、和解を試みることができる。
5. 筆界（境界）確定の訴えにおいて、筆界を定める効果を有する内容の和解をすることはできない。

〔第73問〕（配点：2）

控訴に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを2個選びなさい。（解答欄は，[No.81]，[No.82] 順不同）

1. 被告が第一審で請求棄却を求めた場合において、訴えを却下する判決が言い渡されたときは、被告には控訴の利益が認められない。
2. 第一審判決が予備的相殺の抗弁を認めて原告の請求を棄却したのに対し、原告が控訴し、被告が控訴も附帯控訴もしない場合において、控訴裁判所が原告の請求債権はそもそも存在しないと判断するときは、控訴裁判所は、第一審判決を維持し、控訴を棄却しなければならない。
3. 裁判所は、控訴審の第一回口頭弁論期日において初めて提出された攻撃又は防御の方法を、時機に後れたものとして却下することはできない。
4. 一部請求であることを明示した訴えにおいて全部勝訴した原告は、被告が控訴をしたときは、附帯控訴により残部について請求を拡張することができる。
5. 控訴審が原判決を取り消し、事件を原審に差し戻す判決をした場合には、それにより事件が原裁判所に移審するため、当該差戻判決に対して上告をすることはできない。

〔第74問〕（配点：2）

上告審に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は，[No.83]，[No.84] 順不同）

1. 最高裁判所は、上告理由や上告受理の申立ての理由において上告人が主張していない限り、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反が認められる場合であっても、原判決を破棄することはできない。
2. 最高裁判所への上告も、高等裁判所への上告も、判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反がある場合のほか、重大な手続違反（絶対的上告理由）がある場合に限り、許される。
3. 上告裁判所が、上告状、上告理由書、答弁書その他の書類を調査して上告に理由がないと判断したときは、口頭弁論を開かずに、上告棄却の判決をすることができる。
4. 最高裁判所は、上告受理決定をする場合であっても、上告受理の申立ての理由中に重要でないと認めるものがあるときは、これを排除することができる。
5. 判例の趣旨によれば、上告受理の申立てに対して附帯上告をし、又は上告に対して附帯上告受理の申立てをすることができる。

短答式試験問題集 [刑事系科目]

[刑事系科目]

[第1問] (配点：2)

次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。(解答欄は、[No. 1])

1. 法人事業主は、その従業者が法人の業務に関して行った犯罪行為について、両罰規定が定められている場合には、選任監督上の過失がなくても刑事責任を負う。
2. 法人事業主を両罰規定により処罰するためには、現実に犯罪行為を行った従業者も処罰されなければならない。
3. 法人事業主が処罰される場合には、その代表者も処罰される。
4. 刑法各則に規定された行為の主体には、法人は含まれない。
5. 刑法各則に規定された行為の客体には、法人は含まれない。

[第2問] (配点：3)

監禁の罪に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討し、正しいものを2個選びなさい。(解答欄は、[No. 2], [No. 3] 順不同)

1. 甲は、自己が経営する飲食店で住み込みの従業員として違法に働かせていたA女が逃げたことから、これを連れ戻すため、A女に対し、「お母さんが病気で入院していると連絡があった。これからその病院に連れて行くから、車に乗れ。」と嘘を言い、これを信じたA女を自己の運転する普通乗用自動車に乗車させて約12キロメートル走行した。甲に監禁罪は成立しない。
2. 甲は、身の代金取得の目的で7歳の子供Aを拐取し、さらに、Aの手足をロープで縛って逃げることができないようにして自室に閉じ込め、その間にAの親に電話をかけて身の代金を要求した。甲に監禁罪は成立しない。
3. 甲は、知人のA女をA女宅に送るため、自己が運転する原動機付自転車の後部荷台に乗せて走行していたが、途中でA女を強姦しようと考え、なおも走行を続けた。その後、甲の意図に気付いたA女が「降ろして。」と叫んだが、甲は、これを無視して、そのまま約1キロメートルの間、同車を疾走させた。甲には監禁罪が成立する。
4. 甲は、自己の所属する暴力団の配下組員Aに指を詰めさせることとし、嫌がるAを無理やり普通乗用自動車に乗せて組事務所連行し、約1時間半にわたってAを監視したが、その間に、組事務所内において、Aの左腕を押さえ付け、包丁でAの小指を切断した。甲には監禁致傷罪が成立する。
5. 甲は、通行中のA女を殴るなどして無理やり自己が運転する普通乗用自動車に乗せて同車を疾走させて連れ回そうと考え、同車を停めて運転席から降り、路上でA女に近づき、A女を同車に連れ込むために、A女の顔面を殴打して加療約2週間を要する顔面挫傷の傷害を負わせたが、A女が甲に捕まえられることなく逃げたため、A女を同車に乗せることはできなかった。甲に監禁致傷罪は成立しない。

[第3問] (配点：2)

次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No. 4])

- ア. 甲は、医師免許を有していなかったが、女性乙に対し、医学的に必要とされる措置をとることなく豊胸手術を行った。女性乙が豊胸手術に伴う身体傷害につきあらかじめ甲に対して承諾していた場合、甲に傷害罪(刑法第204条)は成立しない。
- イ. 甲は、民事訴訟の証拠調べの期日において、証人として宣誓の上、虚偽の陳述をした。原告乙及び被告丙の双方とも甲が虚偽の陳述をすることにつきあらかじめ甲に対して承諾していた

場合、甲に偽証罪（刑法第169条）は成立しない。

ウ. 甲は、重病の母親乙の首をロープで絞めて殺害した。乙が殺害につきあらかじめ甲に対して承諾していた場合、甲に殺人罪（刑法第199条）は成立しない。

エ. 甲は、12歳の女兒乙の同意を得て、女兒乙に対してわいせつな行為を行った。甲に準強制わいせつ罪（刑法第178条第1項）は成立しない。

オ. 甲は、交通違反の取締りを受けた際、警察官に対し、乙の氏名を名乗り、交通事件原票の供述書欄に乙名義で署名押印した。乙が名義使用につきあらかじめ甲に対して承諾していた場合、甲に有印私文書偽造罪（刑法第159条第1項）は成立しない。

1. ア イ 2. イ ウ 3. ウ エ 4. エ オ 5. オ ア

〔第4問〕（配点：4）

次のアからオまでの各事例における甲の罪責について判例の立場に従って検討し、甲に窃盗罪が成立する場合には1を、成立しない場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからオの順に〔No.5〕から〔No.9〕）

ア. 甲は、夜道を歩いていた際、乙が路上で倒れて急死したのを目撃し、乙が死亡しているのを認識した上で、乙の上着ポケットに入っていた財布を自分のものにしようと考え、これを取り出して自分のかばんにしまった。〔No.5〕

イ. 甲は、乙を強姦した直後、警察に通報されないよう乙の携帯電話を破壊するため、乙の持っていたかばんから、乙に気付かれないうちに乙の携帯電話を取り出してその場で破壊した。〔No.6〕

ウ. 甲は、自然湖であるA湖内で、同湖の一部を区切って錦鯉を養殖している乙のいけすから逃げ出した錦鯉20匹を発見し、乙が養殖していた錦鯉であると認識しながら、これを自分のものにするため捕獲し、第三者に売却した。〔No.7〕

エ. 甲は、乙から鍵の掛かった乙の手提げ金庫を預かって保管していたが、同金庫の在中物を自分のものにしようと考え、同金庫を破壊し、中に入っていた乙の宝石を取り出し、第三者に売却した。〔No.8〕

オ. 甲は、A駅行きの満員電車に乗っていた際、隣の席に座っていた乙がかばんを忘れたままB駅で下車したのを目撃し、乙のかばんとその中身を自分のものにしようと考え、次のC駅で乙のかばんを持って下車し、自宅に持ち帰った。〔No.9〕

〔第5問〕（配点：2）

責任能力に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。（解答欄は、〔No.10〕）

1. 心神喪失とは、精神の障害により、行為の是非を弁識する能力及びこの弁識に従って行動する能力が欠けている場合をいう。
2. 心神耗弱とは、精神の障害により、行為の是非を弁識する能力が欠けている若しくは著しく減退している場合、又はこの弁識に従って行動する能力が欠けている若しくは著しく減退している場合をいう。
3. 13歳であるが、行為の是非を弁識する能力及びこの弁識に従って行動する能力に欠けるどころがない場合、責任能力が認められる。
4. 精神鑑定により心神喪失と鑑定された場合には、裁判所は、被告人の責任能力を認めることはできない。
5. 精神の障害がなければ、心神喪失は認められない。

【第6問】(配点：2)

文書偽造の罪に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。(解答欄は、[No.11])

1. 甲は、A公立高校を中途退学した乙から「父親に見せて安心させたい。それ以外には使わないからA公立高校の卒業証書を作ってくれ。」と頼まれ、乙の父親に呈示させる目的で、A公立高校校長丙名義の卒業証書を丙に無断で作成した。甲には公文書偽造罪は成立しない。
2. 甲は、自己の所有する土地の登記記録を改ざんしようと考え、法務局の担当登記官である乙にその情を打ち明けて記録の改ざんを依頼し、乙に登記簿の磁気ディスクに内容虚偽の記録をしてもらった。甲には電磁的公正証書原本不実記録罪、同供用罪の共同正犯が成立する。
3. 甲は、行使の目的で、高齢のため視力が衰え文字の判読が十分にできない乙に対し、公害反対の署名であると偽り、その旨誤信した乙に、甲を貸主、乙を借主とする100万円の借用証書の借主欄に署名押印させた。甲には私文書偽造罪が成立する。
4. 甲と乙は、警察署に提出する目的で、県立病院の医師丙に内容虚偽の診断書を作成させる旨共謀し、甲が丙にこれを依頼したが、丙に断られたため、甲は、乙に相談することなく自ら県立病院医師丙名義で内容虚偽の診断書を作成した。乙には虚偽診断書作成罪の共同正犯が成立する。
5. 甲は、行使の目的で、正規の国際運転免許証を発給する権限のない民間団体乙名義で、外観が正規の国際運転免許証に酷似する文書を作成した。甲は、乙からその文書の作成権限を与えられていたが、乙に正規の国際運転免許証を発給する権限がないことは知っていた。甲には私文書偽造罪は成立しない。

【第7問】(配点：2)

刑法第65条に関する次のIないしIIIの各【見解】についての後記1から5までの各【記述】のうち、誤っているものはどれか。(解答欄は、[No.12])

【見 解】

- I. 刑法第65条第1項は真正身分犯の成立及び科刑についての規定であり、同条第2項は不真正身分犯の成立及び科刑についての規定である。
- II. 刑法第65条第1項は身分が違法性に関係する場合についての規定であり、同条第2項は身分が責任に関係する場合についての規定である。
- III. 刑法第65条第1項は真正身分犯・不真正身分犯を通じて共犯の成立についての規定であり、同条第2項は不真正身分犯の科刑についての規定である。

【記 述】

1. Iの見解に対しては、真正身分犯が身分を連带的に作用させ、不真正身分犯が身分を個別的に作用させることの実質的根拠が明らかでないとの批判がある。
2. IIの見解に対しては、身分が違法性に関係する場合と身分が責任に関係する場合を区別することは困難であるとの批判がある。
3. IIIの見解は、刑法第65条第1項が「共犯とする」と規定し、同条第2項が「通常の刑を科する」と規定していることを根拠の一つとしている。
4. Iの見解に立った場合、甲が愛人である乙を唆して、乙が介護していた乙の老母の生存に必要な保護をやめさせた事例では、甲には保護責任者遺棄罪の教唆犯が成立し、科刑は単純遺棄罪の刑となる。
5. IIIの見解に立ちつつ、常習賭博罪における常習性が身分に含まれると解した場合、賭博の非常習者である甲が賭博の常習者乙を唆して、乙に賭博をさせた事例では、甲には常習賭博罪の教唆犯が成立し、科刑は単純賭博罪の刑となる。

【第8問】（配点：2）

犯人蔵匿等の罪に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、誤っているものはどれか。（解答欄は，[No.13]）

1. 甲は，窃盗事件を犯して逃亡中の乙を自宅にかくまったが，かくまった時点では，既にその窃盗事件の公訴時効が完成していた。甲には，犯人蔵匿罪は成立しない。
2. 甲は，強盗事件を犯して逃亡中の乙の所在を知っていたが，その所在を警察官に尋ねられた際，その質問に答えなかった。甲には，犯人隠避罪が成立する。
3. 甲は，強盗事件を犯した息子乙を逮捕から免れさせるため，乙に逃走資金を与えた。甲には，犯人隠避罪が成立する。
4. 甲は，自動車運転過失致死事件の被告人として裁判を受けていた乙が保釈中であることを知りながら，乙を逃亡させるため，乙にその資金を与えた。甲には，犯人隠避罪が成立する。
5. 甲は，強姦事件を犯して逃亡中，告訴権者からの告訴がない時点で，友人乙に強姦事件を犯して逃げているのでかくまってほしい旨依頼して乙宅に一晩かくまってもらった。甲には，犯人蔵匿罪の教唆犯が成立する。

【第9問】（配点：4）

刑罰に関する次のアからオまでの各記述を検討し，正しい場合には1を，誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は，アからオの順に [No.14] から [No.18]）

- ア. 自由刑には，懲役，禁錮及び労役場留置が含まれる。[No.14]
- イ. 財産刑には，罰金，没収及び追徴が含まれる。[No.15]
- ウ. 有期の懲役又は禁錮は，1月以上15年以下であり，これを加重する場合には30年にまで上げることができる。[No.16]
- エ. 有期の懲役又は禁錮を減輕する場合においては1月未満に下げることができる。[No.17]
- オ. 懲役は，受刑者を刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる刑罰であり，禁錮は，受刑者を刑事施設に拘置する刑罰である。[No.18]

【第10問】（配点：2）

次の【事案及び判旨】に関する後記1から5までの各【記述】のうち、判旨の理解として誤っているものはどれか。（解答欄は、[No.19]）

【事案及び判旨】

精神科の医師である甲が、犯行時16歳の少年Aが犯した殺人罪に関する保護事件が係属している家庭裁判所からAの精神鑑定を命ぜられた際、鑑定資料として家庭裁判所から交付されたAの捜査機関に対する供述調書の謄本を新聞記者に閲覧させたため、Aが甲を秘密漏示罪で告訴した事案につき、裁判所は、甲の行為は秘密漏示罪に該当し、訴訟条件にも欠けるところはない旨判示し、甲に有罪判決を言い渡した。

【記述】

1. この判旨は、甲が医師の身分を有していることを前提に秘密漏示罪の成立を認めたものである。
2. この判旨は、裁判手続等において後に公開される可能性のある事項であっても、秘密漏示罪における「人の秘密」として保護の対象になり得ると考えている。
3. この判旨は、甲が医師の業務としてAの精神鑑定を行ったことを前提に秘密漏示罪の成立を認めたものである。
4. この判旨は、秘密漏示罪における「人の秘密」について、Aの秘密ではなく、甲に鑑定を命じた家庭裁判所の秘密であると考えている。
5. この判旨からは、秘密漏示罪の「人の秘密」の主体が、自然人のみならず、法人・団体を含むかどうかは必ずしも明らかではない。

【第11問】（配点：2）

次の【事例】及び【判旨】に関する後記1から5までの各【記述】のうち、正しいものはどれか。（解答欄は、[No.20]）

【事例】

甲は、手の平で患部をたたいてエネルギーを患者に通すことにより自己治癒力を高めるとの独自の治療を施す特別の能力を有すると称していたが、その能力を信奉していたAから、脳内出血を発症した親族Bの治療を頼まれ、意識障害があり継続的な点滴等の入院治療が必要な状態にあったBを入院中の病院から遠く離れた甲の寄宿先ホテルの部屋に連れてくるようAに指示した上、実際に連れてこられたBの様子を見て、そのままでは死亡する危険があることを認識しながら、上記独自の治療を施すにとどまり、点滴や痰の除去等Bの生命維持に必要な医療措置を受けさせないままBを約1日間放置した結果、Bを痰による気道閉塞に基づく窒息により死亡させた。

【判旨】

甲は、自己の責めに帰すべき事由によりBの生命に具体的な危険を生じさせた上、Bが運び込まれたホテルにおいて、甲を信奉するAから、重篤な状態にあったBに対する手当てを全面的に委ねられた立場にあったものと認められる。その際、甲は、Bの重篤な状態を認識し、これを自らが救命できるとする根拠はなかったのであるから、直ちにBの生命を維持するために必要な医療措置を受けさせる義務を負っていたものというべきである。それにもかかわらず、未決的な殺意をもって、上記医療措置を受けさせないまま放置してBを死亡させた甲には、不作為による殺人罪が成立する。

【記述】

1. Aが甲に対してその特別の能力に基づく治療を行うことを真摯に求めていたという事情があれば、甲にはその治療を行うことについてのみ作為義務が認められるから、この判旨の立場からも殺人罪の成立は否定される。
2. 判旨の立場によれば、この事例で甲に患者に対する未決的な殺意が認められなければ、重過

失致死罪が成立するにとどまる。

3. 判旨は、不作為犯が成立するためには、作為義務違反に加え、既発の状態を積極的に利用する意図が必要であると考えている。
4. 判旨は、Aが甲の指示を受けてBを病院から搬出した時点で、甲に殺人罪の実行の着手を認めたものと解される。
5. 判旨は、先行行為についての甲の帰責性と甲による引受行為の存在を根拠に、甲のBに対する殺人罪の作為義務を認めたものと解される。

〔第12問〕（配点：2）

強盗の罪に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、誤っているものはどれか。（解答欄は、[No.21]）

1. 甲は、乙に対し、金品を奪うために、反抗を抑圧するに足りる程度の暴行を加え、その反抗を抑圧して乙から財布を奪ったが、乙は財布を奪われたことに気付かなかった。甲には強盗既遂罪が成立する。
2. 甲は、乙宅で財布を窃取し、誰からも追跡されることなく、約2キロメートル離れた場所まで徒歩で移動した後、窃取した財布の中を見たが、予想していたよりも現金が少なかったことから、再び窃盗を行う目的で乙宅に戻り、玄関を開けたところ、帰宅していた乙に発見され、逮捕を免れるために、乙に対し、反抗を抑圧するに足りる程度の暴行を加えた。甲には事後強盗既遂罪は成立しない。
3. 甲は、電車内で乗客のポケットから財布を窃取した直後、その犯行状況を目撃して甲を逮捕しようとした警察官乙に対し、逮捕を免れるために、反抗を抑圧するに足りる程度の暴行を加えたが、乙に逮捕された。甲には事後強盗未遂罪が成立する。
4. 甲は、空き巣を行う目的で乙宅に侵入したところ、たまたま留守番をしていた乙の甥である10歳の丙に発見され、金品を奪うために、丙に対し、反抗を抑圧するに足りる程度の暴行を加え、その反抗を抑圧して寝室のタンス内にあった乙名義の預金通帳と印鑑を奪った。甲には強盗既遂罪が成立する。
5. 甲は、飲食店において、代金を支払う意思及び能力がないのに、店長乙をだまして酒食を注文し、飲食した後、代金の支払いを免れるために、乙に対し、反抗を抑圧するに足りる程度の暴行を加え、その反抗を抑圧して逃走し、代金請求を免れた。甲には強盗既遂罪が成立する。

〔第13問〕（配点：3）

正当防衛に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討し、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、〔No.22〕、〔No.23〕順不同）

1. 正当防衛について侵害の急迫性を要件としているのは、予期された侵害を避けるべき義務を課する趣旨ではないが、単に予期された侵害を避けなかったというにとどまらず、その機会を利用し積極的に相手に対して加害行為をする意思で侵害に臨んだときは、侵害の急迫性の要件を欠く結果、そのような侵害に対する反撃行為に正当防衛が認められることはない。
2. 憎悪や怒りの念を抱いて侵害者に対する反撃行為に及んだ場合には、防衛の意思を欠く結果、防衛のための行為と認められることはない。
3. 相手からの侵害が、それに先立つ自らの攻撃によって触発されたものである場合には、不正の行為により自ら侵害を招いたことになるから、相手からの侵害が急迫性を欠く結果、これに対する反撃行為に正当防衛が認められることはない。
4. 刑法第36条にいう「権利」には、生命、身体、自由のみならず名誉や財産といった個人的法益が含まれるので、自己の財産権への侵害に対して相手の身体の安全を侵害する反撃行為に及んでも正当防衛となり得る。
5. 正当防衛における「やむを得ずにした」とは、急迫不正の侵害に対する反撃行為が、自己又は他人の権利を防衛する手段として必要最小限度のものであること、すなわち反撃行為が侵害に対する防衛手段として相当性を有するものであることを意味し、反撃行為が防衛手段として相当性を有する以上、その反撃行為により生じた結果がたまたま侵害されようとした法益より大であっても、その反撃行為が正当防衛でなくなるものではない。

〔第14問〕（配点：4）

放火の罪に関する次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討し、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからオの順に〔No.24〕から〔No.28〕）

- ア。「放火」とは、目的物の焼損を惹起させる行為をいい、媒介物を介して目的物に点火する場合には、媒介物に点火することも含まれる。〔No.24〕
- イ。「焼損」とは、火力により目的物の重要部分が焼失し、その本来の効用が失われた状態をいう。〔No.25〕
- ウ。「建造物」とは、家屋その他これに類する工作物であって、土地に定着し、人の起居出入に適する構造を有するものをいう。〔No.26〕
- エ。「建造物」には、家屋の和室に敷かれている畳も含まれる。〔No.27〕
- オ。「現に人が住居に使用し」の「人」には、犯人が含まれる。〔No.28〕

〔第15問〕（配点：2）

次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、誤っているものはどれか。（解答欄は、〔No.29〕）

1. 罰則を定めた特別法の法条に、過失行為を処罰する旨の明文の規定がない場合であっても、当該特別法の目的から、罰則を定めた法条に過失行為を処罰する趣旨が包含されていると認められるときには、同法条が刑法第38条第1項ただし書に規定される特別の規定となり、過失による行為を処罰することが可能である。
2. 業務上過失致死傷罪の「業務」とは、社会生活上の地位に基づいて反復継続して行われ、または、反復継続して行う意思をもって行われる行為であり、他人の生命・身体等に危害を加えるおそれがあるものをいう。
3. 重過失致死傷罪の「重過失」とは、行為者としてわずかな注意を払えば、結果発生を予見することができ、結果の発生を回避できた場合をいう。

4. 複数の行為者につき、行為者共同の注意義務が観念でき、行為者がその共同の注意義務に違反し、共同の注意義務違反と発生した結果との間に因果関係が認められる場合には、過失犯の共同正犯が成立し得る。
5. 過失行為を行った者を監督すべき地位にある者の過失の有無を判断する際には、信頼の原則は適用されない。

〔第16問〕（配点：4）

次のアからオまでの各事例における甲の罪責について判例の立場に従って検討し、甲に公務執行妨害罪が成立する場合には1を、成立しない場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからオの順に〔No.30〕から〔No.34〕）

- ア. 甲は、県議会の議事が紛糾し、議長乙が休憩を宣言して壇上から降りようとした際、乙の顔をげんこつで殴った。〔No.30〕
- イ. 甲は、日本国内にある外国の大使館の職員乙がその大使館の業務に従事していた際、乙の腹部を足で蹴った。〔No.31〕
- ウ. 甲は、警察官乙から捜索差押許可状に基づき自宅の捜索を受け、覚せい剤入りの注射器を差し押さえられた際、乙の眼前で同注射器を足で踏み付けて壊した。〔No.32〕
- エ. 甲は、無許可のデモ行進に参加していた際、これを解散させようとした警察官乙に向かって石を1回投げ、その石は乙の頭部付近をかすめたが、乙には命中しなかった。〔No.33〕
- オ. 甲は、執行官から確定判決に基づき居室明渡しの強制執行を受けていた際、執行官の補助者であった民間人乙の頭部を棒で殴った。〔No.34〕

〔第17問〕（配点：2）

次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。（解答欄は、〔No.35〕）

1. 甲は、生活費欲しさから強盗を計画し、12歳の長男乙に対し、Vから現金を強取するよう指示した。乙は、甲の指示に従い、Vに刃物を突き付けて現金を強取した。乙が是非善悪の判断能力を有していたか否か、甲の指示により意思を抑圧されていたか否かにかかわらず、甲には強盗罪の間接正犯が成立する。
2. 甲は、通常の判断能力がないVの殺害を計画し、Vに対し、首をつっても仮死状態になるだけであり、必ず生き返るとだまして、Vに首をつらせて窒息死させた。甲には自殺関与罪が成立する。
3. 甲と乙は、自分たちのことを日頃ばかにするVを懲らしめてやろうと思い、Vに傷害を負わせる旨共謀した。そして、甲と乙は、それぞれ、Vに対し、日頃の恨みを言いながら、その身体を殴り付けた。Vは、これに応答して甲らを罵った。すると、乙は、Vの発言に腹を立て、殺意をもって、隠し持っていたナイフでVを刺し殺した。乙に殺人罪が成立する場合、甲には、Vに対する殺意がなくても殺人罪の共同正犯が成立する。
4. 甲は、V宅に石を投げ付け窓ガラスを割り始めた。これをたまたま見た乙は、自分も窓ガラスを割りたいと思い、甲に気が付かれないよう、V宅に石を投げ付け、甲が割った窓ガラスとは別の窓ガラスを割った。甲と乙には器物損壊罪の共同正犯は成立しない。
5. 女性である甲は、甲の男友達である乙との間で、乙がVを強姦する旨共謀した。その後、甲がVを誘い出してVの体を押さえ付け、乙がVを強姦した。乙に強姦罪が成立する場合でも、甲には強姦罪の共同正犯は成立しない。

〔第18問〕（配点：2）

横領の罪に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。（解答欄は、〔No.36〕）

1. 横領罪の「占有」とは、物に対して事実上の支配力を有する状態をいい、物に対して法律上の支配力を有する状態を含まない。
2. 株式会社の代表取締役には、同社の所有物について、横領罪の「占有」は認められない。
3. 横領罪の「物」は、窃盗罪における「財物」と同義であり、不動産は横領罪の客体とはならない。
4. 法人の金員を管理する者が、同法人の金員を支出した場合、同支出が商法その他関係法令に照らして違法であっても、横領罪の「不法領得の意思」が認められないことがある。
5. 業務上横領罪の「業務」には、社会生活上の地位に基づいて反復継続して行われる事務であれば、いかなる事務も含まれる。

〔第19問〕（配点：2）

次の【事例】及び【見解】に関する後記1から5までの各【記述】のうち、正しいものはどれか。（解答欄は、〔No.37〕）

【事例】

Aは、殺意をもって、Bを狙い、けん銃を発射したところ、その弾丸がBを貫き、たまたまBの背後を通行中のCにも命中したが、B、C共に死亡しなかった。なお、Aは、けん銃を発射した時点で、Cの存在を認識していなかった。

【見解】

犯罪の故意があるとするには、罪となるべき事実の認識を必要とするものであるが、犯人が認識した罪となるべき事実と現実に発生した事実とが必ずしも具体的に一致することを要するものではなく、両者が法定の範囲内において一致することをもって足りる。人を殺す意思のもとに殺害行為に出た以上、犯人の認識しなかった人に対してその結果が発生した場合にも、その結果について殺人の故意があり、Bに対する所為についてはもちろんのこと、Cに対する所為についても殺人未遂罪が成立し、両罪は観念的競合となる。

【記述】

1. この【見解】によれば、甲が殺意をもって、乙を狙い、けん銃を発射したところ、弾丸が乙に命中したが、乙は死亡せず、乙を貫通した弾丸が甲が予期しなかった丙に命中して丙が死亡した場合、甲には、丙に対する殺人既遂罪が成立するが、乙に対する犯罪は成立しない。
2. この【見解】によれば、甲が殺意をもって、乙を狙い、けん銃を発射したところ、弾丸が乙に命中して乙が死亡し、乙を貫通した弾丸が甲が予期しなかった丙にも命中して丙も死亡した場合、甲には、乙に対する殺人既遂罪、丙に対する過失致死罪が成立する。
3. この【見解】に対しては、殺人罪は被害者ごとに成立する犯罪であるから、被害者の個別性は構成要件的に重要な事実であるとの批判がある。
4. この【見解】に対しては、いわゆる客体の錯誤の場合と方法の錯誤の場合とで故意の有無について結論が異なるのは不合理であるとの批判がある。
5. この【見解】に対しては、1人を殺す故意しかないのに、1人を殺した場合より処断刑が重くなるのは妥当ではないとの批判がある。

【第20問】（配点：2）

次の【事例】における甲の罪責に関する後記1から5までの各【記述】を判例の立場に従って検討し、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.38]、[No.39] 順不同）

【事例】

甲は、深夜、帰宅しようとして歩いていたところ、道端に見ず知らずのAが重傷を負って倒れているのを見つけた。甲は、周囲にA以外の誰もおらず、Aには意識があるものの、動ける状態ではなかったことから、これに乗じて、Aの傍らに落ちていたAのかばんの中から金品を持ち去って自分のものにしようと考え、Aに対し、「もらっていくよ。」と言って、同かばんからAの財布を取り出して自分のかばんの中に入れて上、Aを救護することなくそのまま放置してその場を立ち去った。甲は、自宅に戻り、Aの財布の中を見たところ、現金約1万円のほか、①大きさや重さは五百円硬貨と同じであるものの、中央に穴が開けられ、模様もない円形の金属片10枚、②クレジットカードと同じ大きさであるものの、外観上何ら印刷が施されておらず、4桁の数字が手書きで書かれ、磁気ストライプらしき黒いテープが貼られているプラスチック製の白色カード1枚を見つけた。甲は、①の金属片はAが自動販売機等で商品を購入する際になどに使うつもりで持っていたものだろうと考え、同金属片10枚を1本100円の缶ジュースの自動販売機に順次投入して購入ボタンを押し、出てきたジュース10本と釣銭合計4000円を自分のものにした。また、②の白色カードは、他人のクレジットカードの磁気情報をコピーして不正に作成されたカードであったが、甲は、そのことを認識した上、同カードに書かれた4桁の数字がその暗証番号に違いないと考え、後日同カードを現金自動預払機に挿入して現金を引き出すつもりで、同カードを自宅に保管しておいた。

【記述】

1. 甲が上記重傷を負ったAを放置して立ち去った行為には、単純遺棄罪が成立する。
2. 甲が上記Aの財布を自分のかばんに入れて持ち去った行為には、窃盗罪が成立する。
3. 甲が上記金属片を自動販売機に投入した行為には、偽造通貨行使罪が成立する。
4. 甲が上記金属片を自動販売機に投入してジュースと釣銭を得た行為には、電子計算機使用詐欺罪が成立する。
5. 甲が上記白色カードを自宅に保管しておいた行為には、不正電磁的記録カード所持罪が成立する。

【第21問】（配点：2）

捜査機関の権限に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、[No.40]）

1. 検察官は、司法警察員の取調べに際して任意の供述をした犯行の目撃者が、公判期日においては前にした供述と異なる供述をするおそれがあり、かつ、その者の供述が犯罪の証明に欠くことができないと認められる場合には、第1回公判期日前に限り、裁判官にその者の証人尋問を請求することができる。
2. 司法警察員は、告訴を受けた事件に関する書類及び証拠物について、当該事件について犯罪の嫌疑がないものと思料するときは、検察官に送付しないことができる。
3. 検察官は、司法警察員から送致を受けた事件であっても、捜査の必要があると思料するときは、自ら、搜索差押許可状の発付を受けて、搜索差押えを行うことができる。
4. 司法警察員は、少年の被疑事件について捜査を遂げた結果、罰金以下の刑に当たる犯罪の嫌疑があるものと思料するときは、これを検察官ではなく家庭裁判所に送致しなければならない。
5. 司法巡査は、犯罪の捜査について必要があるときは、犯罪の被害者の出頭を求め、これを取り調べるることができる。

【第22問】（配点：2）

告訴に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、[No.41]）

- ア. 被害者が死亡したときは、被害者の明示の意思に反しない限り、その兄弟姉妹が告訴をすることができる。
- イ. 親告罪の告訴期間を起算する基準となる「犯人を知った」とは、犯人が誰であるかを知ることを行い、告訴権者において、犯人の住所氏名などの詳細を知る必要はないが、少なくとも犯人の何人たるかを特定し得る程度に認識することを要する。
- ウ. 告訴の取消しは、代理人によりこれを行うことができない。
- エ. 被害者の司法警察員に対する供述調書であっても、犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求める旨の意思の表示がされていれば、告訴調書として有効である。
- オ. 告訴は、書面でこれをしなければならない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

【第23問】（配点：2）

次のアからオまでの各手続のうち、その手続に関して裁判官の裁判が必要となるものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.42]）

- ア. 私人が、窃盗行為に及んだ者を現行犯逮捕する場合
- イ. 司法警察員が、殺人を犯したことを疑うに足りる充分な理由がある者を緊急逮捕する場合
- ウ. 検察官が、逮捕状に基づき逮捕された者を司法警察員から受け取った後、勾留請求せずに釈放する場合
- エ. 殺人の事実で勾留中に起訴された者につき、同じ事実で引き続き勾留する場合
- オ. 窃盗の事実で逮捕中に起訴された者につき、同じ事実で勾留する場合

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第24問】（配点：3）

次の【事例】について述べた後記アからオまでの【記述】のうち、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、アからオの順に [No.43] から [No.47]）

【事 例】

司法警察員は、甲が自宅において覚せい剤を密売しているとの被疑事実により、甲の逮捕状及び甲宅に対する搜索差押許可状の発付を得て、甲宅に赴いた。甲宅には、甲の妻Aのみが在宅していたことから、司法警察員は、①Aに前記搜索差押許可状を呈示した上で、甲宅に立ち入り、Aを立会人として搜索を実施し、覚せい剤や電子計量器などを差し押さえた。更に搜索を進めたところ、甲宅リビングルームのテーブル上に、甲が野球賭博を開張していたことを示すノートが発見されたことから、司法警察員はAにノートの提出を求めた。ノートは甲の所有物であったが、②Aは司法警察員にノートを任意に提出し、司法警察員がこれを領置した。搜索終了後、その日のうちに、司法警察員は甲が帰宅した旨の情報を得たことから、直ちに甲宅に赴き、③玄関から甲宅に立ち入り、在宅していた甲に逮捕状を示して通常逮捕した。翌日、Aは、甲の了解を得ずに前記ノートを提出したことを後悔し、④司法警察員に対してノートの還付を請求した。

【記 述】

- ア. 下線部①につき、覚せい剤や電子計量器などが甲の所有物である場合には、甲に搜索差押許可状を呈示していない以上、司法警察員がこれらの物を差し押さえることは違法である。 [No.43]

- イ. 下線部①につき、仮にAが不在であり、甲宅に誰も在宅していなかった場合でも、立会人なくして捜索することは違法である。[No.44]
- ウ. 下線部②につき、任意提出を行うことができる者は、所有者又は所持者に限られるところ、所持者とは自己のために当該物件を占有する者であるから、司法警察員がAからノートを領置したことは違法である。[No.45]
- エ. 下線部③につき、既に甲宅に対する捜索が終わった後であるから、甲宅に立ち入るためには、甲又はAの了解が必要である。[No.46]
- オ. 下線部④につき、任意提出物を領置した場合には、提出者から還付を請求されると直ちに還付する必要がある。[No.47]

〔第25問〕（配点：3）

令状主義に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの個数を、後記1から6までの中から選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、[No.48]）

- ア. 捜査機関が、犯罪の証拠物として被疑者の体内に存在する尿を強制的に採取するには、捜索差押令状を必要とするが、人権の侵害にわたるおそれがある点では、検証の方法としての身体検査と共通の性質を有しているので、「裁判官は、身体検査に関し、適当と認める条件を附することができる」旨の規定が前記捜索差押令状に準用される。
- イ. 捜査機関は、身体を拘束されていない被疑者を採尿場所に任意に同行することが事実上不可能であると認められる場合、採尿することを許可する捜索差押令状の効力として、採尿に適する最寄りの場所まで被疑者を連行することができ、その際、必要最小限度の有形力を行使することができる。
- ウ. 身体検査令状に関する「裁判官は、身体検査に関し、適当と認める条件を附することができる」旨の規定は、その規定する条件の付加が強制処分範囲、程度を減縮させる方向に作用するので、身体検査令状以外の検証許可状にもその準用を肯定することができる。
- エ. 捜査機関は、強盗殺人事件に関し、被疑者が犯人である疑いを持つ合理的理由が存在する場合、検証許可状がなくても、犯人の特定のための重要な判断に必要な証拠資料を入手する手段として、これに必要な限度において、公道上を歩いている被疑者の容貌等を撮影することができる。
- オ. 捜査機関が、捜査目的で宅配業者が保管している宅配便荷物に荷送人や荷受人の承諾を得ることなく、エックス線を照射して内容物の射影を観察するには、検証許可状を必要とする。
1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個

〔第26問〕（配点：2）

精神鑑定に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は、〔No.49〕）

1. 検察官は、医師に被疑者の精神状態の鑑定を嘱託した場合、裁判官に被疑者の鑑定留置を請求しなければならない。
2. 検察官から被疑者の精神状態の鑑定を嘱託された医師は、鑑定留置状により留置された被疑者については、医療器具が整備された病院においてであれば、裁判官の許可がなくても、血液を採取した上で血液検査を実施するなどの必要な身体検査を強制的に実施することができる。
3. 裁判所は、裁判員裁判対象事件につき、公判前整理手続において被告人の精神状態の鑑定を行うことを決定した場合、当該鑑定の結果の報告がなされるまでに相当の期間を要すると認めるときは、公判前整理手続において鑑定の手続（鑑定の経過及び結果の報告を除く。）を行う旨の決定をすることができる。
4. 裁判所は、精神鑑定のため鑑定留置中の被告人についても、適当と認めるときは、職権で保釈を許すことができる。
5. 裁判所は、被告人の精神状態の鑑定を命じた鑑定人が作成した「鑑定の経過及び結果を記載した書面」については、検察官が証拠とすることに同意しない場合でも、被告人が証拠とすることに同意すれば、直ちに証拠とすることができる。

〔第27問〕（配点：2）

次のアからオまでの場合のうち、刑事訴訟法の規定上、被疑者の弁護人又は被告人の弁護人が立会いを求めることができるものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.50〕）

- ア. 警察官が、裁判官により発せられた捜索許可状に基づき、被疑者方を捜索する場合
- イ. 裁判官が、検察官からの勾留請求を受け、被疑者に対し、勾留質問をする場合
- ウ. 裁判官が、勾留されている被疑者につき、公開の法廷において、勾留の理由を開示する場合
- エ. 裁判官が、刑事訴訟法第226条に基づいて、検察官の請求により、犯罪の捜査に欠くことのできない知識を有すると明らかに認められる者につき、第1回公判期日前に証人尋問を行う場合
- オ. 裁判所が、起訴された被告事件の犯行現場を検証する場合

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

〔第28問〕（配点：3）

次のⅠないしⅢの【見解】は、公訴時効の根拠に関するものである。【見解】に関する後記アからオまでの【記述】のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.51〕）

【見 解】

- Ⅰ. 時間の経過により犯罪行為の可罰性が消滅するので、訴追の対象としない。
- Ⅱ. 時間の経過により証拠が散逸し、公正な審理を行うことができなくなるので、訴追の対象としない。
- Ⅲ. 時間の経過により長期間訴追されなかったという被告人の法的地位の安定を図る必要があるので、訴追の対象としない。

【記 述】

- ア. Ⅰの見解に対しては、刑の軽重により、公訴時効が異なることを説明できないとの批判がある。
 - イ. Ⅰの見解に対しては、公訴時効完成後に公訴が提起された場合の判決が免訴という形式裁判であることを説明できないとの批判がある。
 - ウ. Ⅱの見解に対しては、犯人が国外にいる場合に公訴時効がその進行を停止することを説明できないとの批判がある。
 - エ. Ⅱの見解に対しては、法改正により、公訴時効の期間が延長された場合、特別の定めを置かない限り、既に行われた犯罪行為に対し、新法を適用することができないとの批判がある。
 - オ. Ⅲの見解に対しては、被告人の法的地位の安定は、正当な利益ないし権利といえるものではなく、公訴時効制度があることによる反射的利益にすぎないとの批判がある。
1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

〔第29問〕（配点：2）

保釈に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.52〕）

- ア. 裁判所は、犯罪の性質や情状によっては、保証金額を定めずに保釈を許可することができる。
 - イ. 裁判員裁判対象事件は、刑事訴訟法第89条第1号の「死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪」に該当するから、保釈は認められない。
 - ウ. 保釈が許可されても、保証金（又はこれに代えることを許された有価証券、保証書）が納付されなければ、被告人は釈放されない。
 - エ. 裁判所は、保釈中に被告人が他の罪を犯した場合、保釈を取り消さなければならない。
 - オ. 勾留されている被告人やその弁護人のみならず、被告人の配偶者や直系の親族も、保釈の請求をすることができる。
1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

【第30問】（配点：3）

次の【事例】について述べた後記アからオまでの【記述】のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.53]）

【事例】

検察官は、Vを被害者とする傷害罪により甲を起訴したが、凶器を特定することができなかったことから、起訴状には、「Vの足を刃物様の物で1回突き刺した」旨記載し、裁判所においては、合議体で審理及び裁判をする旨の決定がなされた。検察官の起訴状朗読の後、弁護人は、裁判長に対し、「刃物様の物」がいかなる凶器であるのか検察官に釈明を求めるとして申し立てたが、①裁判長は、その必要がないと判断して釈明を求めなかった。証拠調べ手続において、検察官は、目撃者の供述を録取した検察官調書の証拠調べを請求したが、弁護人が同意しなかったことから、目撃者の証人尋問を請求し、裁判所もこれを取り調べる旨の決定をした。目撃者に対する主尋問においては、②検察官の尋問に対して弁護人が異議を申し立てることがあった。結局、目撃者は、記憶が減退してしまったとして検察官調書の記載内容と実質的に異なった供述をしたので、検察官が、検察官調書を刑事訴訟法第321条第1項第2号に基づき証拠調べ請求した。③弁護人は、検察官調書における供述を信用すべき特別の情況がない旨意見を述べたが、裁判所は、検察官調書を取り調べる旨の決定をした。

【記述】

- ア. 下線部①につき、裁判長が釈明を求めなかったことについての異議申立ては、法令の違反があることを理由とする場合に限られる。
- イ. 下線部②につき、検察官の尋問に対する異議申立ては、法令の違反があることを理由とする場合に限られる。
- ウ. 下線部②につき、裁判長は、弁護人の異議申立てに対して判断するに当たり、他の裁判官との合議を経る必要がない。
- エ. 下線部③につき、弁護人は、検察官調書の証拠調べをする決定に不服がある場合には、直ちに抗告する必要がある。
- オ. 下線部③につき、裁判所は、仮に検察官からの証拠調べ請求を却下する場合であっても、弁護人の意見を聴く必要がある。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ

【第31問】（配点：2）

第一審の被告人質問に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.54]）

- ア. 被告人質問については、証拠調べの最終の段階で行うこととされており、検察官の立証が終了する前に被告人質問を実施することは許されない。
- イ. 被告人質問を実施するためには証拠調べの請求や決定を必要としない。
- ウ. 被告人質問を開始するに当たっては、あらかじめ被告人に供述する意思の有無を確かめなければ違法な手続となる。
- エ. 被告人質問においては、まず弁護人が質問し、次いで検察官が質問をするという順番によらなければならない。
- オ. 当事者の質問終了後、裁判長が被告人に対し質問をしなかったとしても、訴訟手続の法令違反の問題は生じない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第32問】（配点：3）

次のⅠ、Ⅱの【見解】は、犯行を否認する甲を有罪とするに当たり、甲と共に犯行を行った旨自白する乙の供述につき、補強証拠を要するか否かに関するものである。【見解】に関する後記アからオまでの【記述】のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.55】）

【見 解】

- Ⅰ. 甲を有罪とするには、乙の供述につき補強証拠を要する。
- Ⅱ. 甲を有罪とするには、乙の供述につき補強証拠を要しない。

【記 述】

- ア. Ⅱの見解に対しては、他に補強証拠がない限り、否認した甲は有罪、自白した乙は無罪になり、事実を合一的に確定できないという批判がある。
- イ. 自白の証明力の過大評価を防止するという刑事訴訟法第319条第2項の規定の趣旨からすれば、本人の自白と共犯者の自白を区別する理由がないと考えると、Ⅰの見解に結び付く。
- ウ. 本人の自白は、証明力が過大に評価される点に危険があるが、共犯者の自白は、被告人の引き込みや責任転嫁をする点に危険があり、その危険は異なると考えると、Ⅰの見解に結び付く。
- エ. 刑事訴訟法第319条第2項の規定は、自由心証主義の例外であるから限定的に解すべきであると考えると、Ⅱの見解に結び付く。
- オ. 共犯者である乙の自白は、甲の公判においては、反対尋問による吟味を経ることになるため証明力が高いと考えると、Ⅰの見解に結び付く。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

【第33問】（配点：3）

次の【事例】について述べた後記アからオまでの【記述】のうち、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからオの順に [No.56] から [No.60]）

【事例】

甲及び乙は、共謀の上、平成24年12月5日午前1時頃、H市内のコンビニエンスストア「T」において、同店店員Vから現金10万円を強取したとしてH地方裁判所に起訴され、併合審理されることとなった。この審理において、V、甲の妻A及び知人Bに対する証人尋問が行われたところ、Vは、「2人組の犯人が店から出て行く際、犯人の1人がもう1人の犯人に対し、『①甲、早く逃げるぞ。』と言っていた。」旨を証言した。次に、Aは、「平成24年12月8日午後3時頃、自宅において、甲から『②3日前の午前1時頃、乙と一緒に、H市内のコンビニエンスストア「T」で、果物ナイフを店員に突き付けて現金10万円を奪ってきた。見付からないと思っていたが、乙が捕まった。ひょっとしたら、乙が自分のことを話すかもしれない。そうすると、警察が来るだろう。頼む。③3日前の午前1時頃には、俺が自宅で寝ていたということにして欲しい。』と言われた。」旨を証言した。次に、Bは、「平成24年12月4日、甲から、『④明日の午前1時頃、H市内のコンビニエンスストアで強盗をしないか。』と言われたが、断った。」旨を証言した。また、乙に対する被告人質問において、乙は、「甲と一緒に強盗をした際、甲が店員に『⑤金を出せ。出さないと殺すぞ。』と言っていた。」旨を供述した。

【記述】

- ア. 下線部①の発言は、要証事実を「犯行後、犯人の1人が逃走を呼び掛けた相手が甲と呼ばれていたこと」とした場合、伝聞証拠ではない。[No.56]
- イ. 下線部②の発言は、要証事実を「甲が乙と一緒に強盗を実行したこと」とした場合、伝聞証拠ではない。[No.57]
- ウ. 下線部③の発言は、要証事実を「甲がAに甲のアリバイ作りに協力するよう依頼したこと」とした場合、伝聞証拠ではない。[No.58]
- エ. 下線部④の発言は、要証事実を「甲がBに強盗を実行することを持ち掛けたこと」とした場合、伝聞証拠ではない。[No.59]
- オ. 下線部⑤の発言は、要証事実を「甲がVを脅迫したこと」とした場合、伝聞証拠ではない。[No.60]

【第34問】（配点：3）

次の【見解】は、実体的には常習特殊窃盗罪を構成する窃盗行為が刑法第235条の窃盗罪（以下「単純窃盗罪」という。）として起訴され（以下「前訴」という。）、判決が確定した後、その判決の宣告前に犯されていた余罪の窃盗行為（実体的には確定判決を経由した窃盗行為と共に一つの常習特殊窃盗罪を構成するもの）が、前同様に単純窃盗罪として起訴された場合（以下「後訴」という。）に、前訴の確定判決の一事不再理効が後訴に及ぶかという点に関するものである。後記1から5までの【記述】のうち、【見解】と同じ立場から論じているものはどれか。（解答欄は、【No. 61】）

【見 解】

訴因制度を採用した現行刑事訴訟法の下においては、少なくとも第一次的には訴因が審判の対象であると解されること、犯罪の証明なしとする無罪の確定判決も一事不再理効を有することに加え、常習特殊窃盗罪の性質や一罪を構成する行為の一部起訴も適法になし得ることなどに鑑みると、前訴の訴因と後訴の訴因との間の公訴事実の単一性についての判断は、基本的には、前訴及び後訴の各訴因のみを基準としてこれらを比較対照することにより行うのが相当である。本件においては、前訴及び後訴の訴因が共に単純窃盗罪であって、両訴因を通じて常習性の発露という面は全く訴因として訴訟手続に上程されておらず、両訴因の相互関係を検討するに当たり、常習性の発露という要素を考慮すべき契機は存在しないのであるから、ここに常習特殊窃盗罪による一罪という観点を持ち込むことは、相当でないというべきである。

【記 述】

1. 単純窃盗として起訴された以上、訴因を動かす権限のない裁判所としては、訴因の範囲において審判すべきである。
2. 裁判所は訴因を超えて事実を認定し有罪判決をすることは許されないが、免訴や公訴棄却といった形式裁判をする場合に関する限り訴因に拘束されることはないと解すべきである。
3. 両訴因間における公訴事実の単一性の有無を判断するに当たり、いずれの訴因の記載内容にもなっていないところの犯行の常習性という要素について証拠により心証形成をし、両者は常習特殊窃盗として包括的一罪を構成するから公訴事実の単一性を肯定できる場合には、前訴の確定判決の一事不再理効が後訴にも及ぶとすべきである。
4. 実体に合わせて訴因が変更されれば免訴となるが、そうでなければ有罪判決になるということになり、検察官の選択によって両極端の結果を生じさせるのは、不合理である。
5. 訴因は有罪を求めて検察官により提示された審判の対象であり、訴因を超えて有罪判決をすることは、被告人の防御権を侵害するから許されないが、これに対し、確定判決の有無という訴訟条件の存否は職権調査事項である上、その結果免訴判決がなされても、被告人の防御権を侵害するおそれは全くないから、訴因に拘束力を認める理由も必要性も存しない。

（参照条文）盗犯等の防止及び処分に関する法律

第2条 常習トシテ左ノ各号ノ方法ニ依リ刑法第235条、第236条、第238条若ハ第239条ノ罪又ハ其ノ未遂罪ヲ犯シタル者ニ対シ窃盗ヲ以テ論ズベキトキハ3年以上、強盗ヲ以テ論ズベキトキハ7年以上ノ有期懲役ニ処ス

一 凶器ヲ携帯シテ犯シタルトキ

二 二人以上現場ニ於テ共同シテ犯シタルトキ

三 門戸牆壁等ヲ踰越損壊シ又ハ鎖鑰ヲ開キ人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ニ侵入シテ犯シタルトキ

四 夜間人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ニ侵入シテ犯シタルトキ

【第35問】（配点：3）

次の【記述】は、前科証拠の証拠能力に関する最高裁判所の判例を要約したものである。【記述】中の①から③までの（ ）内から適切な語句を選んだ場合、その組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.62]）

【記述】

前科も一つの事実であり、前科証拠は、一般的には犯罪事実について、様々な面で証拠としての価値（①（a. 法律的関連性 b. 自然的関連性））を有している。反面、前科、特に同種前科については、被告人の犯罪性向といった実証的根拠の乏しい人格評価につながりやすく、そのために事実認定を誤らせるおそれがあり、また、これを回避し、同種前科の証明力を合理的な推論の範囲に限定するため、当事者が前科の内容に立ち入った攻撃防御を行う必要が生ずるなど、その取調べに付随して②（a. 争点が拡散する b. 不当な不意打ちになる）おそれもある。したがって、前科証拠は、単に証拠としての価値があるかどうか、言い換えれば、①があるかどうかのみによって証拠能力の有無が決められるものではなく、前科証拠によって証明しようとする事実について、実証的根拠の乏しい人格評価によって誤った事実認定に至るおそれがないと認められるときに初めて証拠とすることが許されると解するべきである。本件のように、前科証拠を被告人と犯人の同一性の証明に用いる場合についていうならば、前科に係る犯罪事実が③（a. 顕著な特徴 b. 相当の重大性）を有し、かつ、それが起訴に係る犯罪事実と相当程度類似することから、それ自体で両者の犯人が同一であることを合理的に推認させるようなものであって、初めて証拠として採用できるものというべきである。

1. ① a ② a ③ a
2. ① a ② b ③ a
3. ① a ② b ③ b
4. ① b ② a ③ a
5. ① b ② a ③ b

【第36問】（配点：3）

量刑において起訴されていない犯罪事実、すなわち余罪をどう扱うべきかに関し、「量刑は、被告人の性格、経歴及び犯罪の動機、目的、方法等全ての事情を考慮して、裁判所が処断刑の範囲内において、適当に決定すべきものであるから、その量刑のための一情状として、いわゆる余罪をも考慮することは、必ずしも禁じられるところではない。」との見解がある。次のアからオまでの各記述のうち、この見解に対する批判になり得ないものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.63]）

- ア. 起訴された犯罪事実のほかに、起訴されていない犯罪事実を余罪として認定し、実質上これを処罰する趣旨で量刑資料として考慮し、被告人を重く処罰することとの区別が実際には困難な場合がある。
- イ. 余罪が考慮できないと、犯罪に至らない不当な行状などが情状事実に含まれることと均衡を失する。
- ウ. 余罪は被告人が犯した別の犯罪事実であるから、情状事実である犯罪傾向の有力な間接事実となる。
- エ. 刑事裁判手続において犯罪事実の認定手続と量刑手続とは区分されていないため、量刑資料である余罪が犯罪事実の認定に不当な影響を及ぼすおそれがある。
- オ. 余罪も犯罪事実であるため、その認定に当たっては、起訴された犯罪事実に準じた手続保障を求めるべきであるが、量刑のための一情状だとすると厳格な証明を要しないことになる。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

〔第37問〕（配点：2）

公判前整理手続に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.64〕）

- ア. 裁判所は、被告人に弁護人がなければ公判前整理手続を行うことができない。
- イ. 裁判所は、訴因の変更を許すことができない。
- ウ. 裁判所は、証拠調べをする決定をすることができる。
- エ. 検察官は、証明予定事実を記載した書面について、裁判所への提出を免除される場合がある。
- オ. 被告人又は弁護人は、取調べを請求した証拠について、検察官に対し、開示する必要がない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

〔第38問〕（配点：3）

被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）による意見陳述に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.65〕）

- ア. 刑事訴訟法第292条の2第1項による意見の陳述と刑事訴訟法第316条の38第1項による意見の陳述のいずれの場合であっても、その申出は、あらかじめ検察官にしなければならない。
- イ. 裁判所は、審理の状況その他の事情を考慮して、相当でないと認めるときは、刑事訴訟法第292条の2第1項による意見の陳述の場合には、意見の陳述に代え意見を記載した書面を提出させることができるが、刑事訴訟法第316条の38第1項による意見の陳述の場合には、意見の陳述に代え意見を記載した書面を提出させることはできない。
- ウ. 刑事訴訟法第292条の2第1項による意見の陳述と刑事訴訟法第316条の38第1項による意見の陳述のいずれの場合であっても、その陳述は、犯罪事実の認定のための証拠とはならない。
- エ. 刑事訴訟法第292条の2第1項による意見の陳述と刑事訴訟法第316条の38第1項による意見の陳述のいずれの場合であっても、その陳述は、量刑資料にはなり得る。
- オ. 刑事訴訟法第292条の2第1項による意見の陳述では、法律の適用についての意見を述べることができないから、被害者等は、被告人が受けるべき刑罰について、「法律上、なし得る限りの最も重い刑罰に処してください。」と述べてはならない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

（参照条文）刑事訴訟法

第292条の2第1項 裁判所は、被害者等又は当該被害者の法定代理人から、被害に関する心情その他の被告事件に関する意見の陳述の申出があるときは、公判期日において、その意見を陳述させるものとする。

第316条の38第1項 裁判所は、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士から、事実又は法律の適用について意見を陳述することの申出がある場合において、審理の状況、申出をした者の数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、公判期日において、第293条第1項の規定による検察官の意見の陳述の後に、訴因として特定された事実の範囲内で、申出をした者がその意見を陳述することを許すものとする。

【第39問】（配点：2）

控訴に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、[No.66]）

ア．控訴裁判所は、事後審なので、原判決の言渡し後に生じた刑の量定に影響を及ぼすべき情状について取り調べることはできない。

イ．簡易裁判所がした刑事第一審の判決に対する控訴については、地方裁判所ではなく、高等裁判所が裁判権を有する。

ウ．控訴裁判所は、被告人のみが控訴をした事件について、原判決の認定した事実を誤認があると認める場合には、それより被告人に不利益な事実を認定することができる場合もある。

エ．控訴審では、第一審の公判手続に関する規定が準用されるので、被告人は、公判期日において、控訴趣意書に基づき自ら弁論をすることができる。

オ．第一審における弁護人は、判決の宣告により弁護人の選任の効力が失われるので、被告人のため控訴をすることができず、控訴をするには改めて弁護人として選任される必要がある。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

【第40問】（配点：2）

略式手続に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、[No.67]）

1．略式命令を受けた者又は検察官は、その告知を受けた日から14日以内に正式裁判の請求をすることができる。

2．検察官は、略式命令の請求に際し、被疑者に対し、あらかじめ、略式手続を理解させるために必要な事項を説明し、通常の規定に従い審判を受ける旨を告げた上、略式手続によることについて異議がないかどうかを確かめなければならない。

3．被疑者は、略式手続によることについて異議がないときは、書面でその旨を明らかにしなければならない。

4．地方裁判所は、検察官の請求により、その管轄に属する事件について、公判前、略式命令で、100万円以下の罰金又は料金を科することができる。

5．略式命令の告知があったときは、勾留状は、その効力を失う。